

# 平成20年第4回(6月)みなかみ町議会定例会会議録第1号

平成20年6月12日(木曜日)

## 議事日程 第1号

平成20年6月12日(木曜日) 午前9時開議

- |       |            |   |
|-------|------------|---|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名 |   |
| 日程第2  | 会期の決定      |   |
| 日程第3  | 議長諸報告      |   |
| 日程第4  | 請願・陳情文書表   |   |
| 日程第5  | 行政報告       |   |
| 日程第6  | 発委第4号      | 町長において専決処分することのできる事項の指定について   |
| 日程第7  | 報告第1号      | 平成19年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告について  |
|       | 報告第2号      | 平成19年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                      |
|       | 報告第3号      | 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について                                  |
| 日程第8  | 報告第4号      | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について  |
| 日程第9  | 報告第5号      | 財団法人新治農村公園公社の経営状況の報告について  |
| 日程第10 | 報告第6号      | みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について   |
| 日程第11 | 承認第8号      | 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について                                   |
|       | 承認第9号      | 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について                               |
| 日程第12 | 諮問第1号      | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて  |
| 日程第13 | 議案第70号     | 辺地に係る総合整備計画について   |
| 日程第14 | 議案第71号     | みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第15 | 議案第72号     | みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第16 | 議案第73号     | みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第17 | 議案第74号     | みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第75号     | 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について   |
| 日程第19 | 議案第76号     | 財産の無償譲渡について   |

- 日程第20 議案第77号 平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結について  
議案第78号 平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第79号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について  
議案第80号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について  
議案第81号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第22 一般質問
- 

**本日の会議に付した事件**  
議事日程に同じ

## 出席議員 (23人)

1番	前田善成君	2番	阿部賢一君
3番	林一彦君	4番	山田庄一君
5番	河合生博君	6番	林喜美雄君
7番	原澤良輝君	8番	穂苺清一君
9番	島崎栄一君	10番	高橋市郎君
11番	久保秀雄君	12番	小野章一君
13番	中村正君	14番	鈴木幸久君
15番	河合幸雄君	16番	鈴木勲君
17番	森下直君	18番	根津公安君
19番	速水一浩君	20番	本多秀律君
21番	倉澤長男君	22番	阿部源三君
23番	傳田創司君		

欠席議員 なし

## 会議録署名議員

4番	山田庄一君	15番	河合幸雄君
----	-------	-----	-------

## 職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長 阿部正 書記 深代和恵

## 説明のため出席した者

町長	鈴木和雄君	副町長	腰越孝夫君
収入役	大川浩一君	教育長	登坂義衛君
総務課長	鬼頭春二君	水上支所長	阿部一司君
新治支所長	山賀晃男君	総合政策課長	石坂武君
税務課長	木村一夫君	保健福祉課長	林耕平君
生活環境課長	鈴木初夫君	農政課長	阿部行雄君
観光商工課長	林昭君	地域整備課長	岡村章君
教育課長	青木寿君		

## 開 会

午前9時開会

議 長（傳田創司君） 皆さん、おはようございます。

雨の中、本日は早朝より大変にご苦労様です。

付近の山々はどこも新緑の美しさ一色であります。

町内数多くの家の庭先には色とりどりの花が次から次へと咲いており、大変きれいであります。ホタルの里にも、ホタルの光を觀賞できる日も間近となりました。

ただ温暖化の現象の影響でしょうか、雨の日が多く、すでに梅雨入りともなり、天候不順による観光客の入り込みの予約など、町の基幹産業に、また農業商業、建設土建業など、連鎖的支障を来さなければと気にかかります。

さて、私こと、5月14日、臨時議会に至る経過の中で任期に対する今回の件では、その指導力を発揮することができず、議会を混乱させたことは私の不徳の致すところで本当に申し訳ございませんでした。心よりお詫びを申し上げ、謝罪をいたします。

そのような中にありながら、本日議員各位には、9日の議員総会において、大変なご理解をいただきまして、正常化できましたこと、心より重ねて感謝申し上げます。

本当に有り難うございます。

（ 拍 手 ）

1 1 番（久保秀雄君） 議長。

議 長（傳田創司君） 1 1 番久保秀雄君。

1 1 番（久保秀雄君） 発言の許可をいただきたいと思います。

議 長（傳田創司君） ただ今、1 1 番久保秀雄君から、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

1 1 番久保秀雄君。

（ 1 1 番 久保秀雄君登壇 ）

1 1 番（久保秀雄君） お早うございます。

議長より発言の許可を頂きましたので、一言発言させていただきます。

ただ今、議長の挨拶を聞かせていただきました。

4月以降、議長問題をめぐって各議員がいろいろな動きをし、議員同士の中に対立が生じ、議会が混乱していたと思います。

国民の政治離れが叫ばれる中、町民に議会への不信、不安を抱かせ、結果として議会の権威を失墜させたことは、2 3人全議員が猛省をしなければならないと思います。

議長、副議長を中心に混乱を收拾するための努力をしていただきましたが残念ながら結果を出すことができませんでした。

ただ今の議長の挨拶は、議会の責任者として、反省も含めた内容の挨拶であったと思います。我々もこの混乱の責任を議長一人のものとし、議員の本分である活発な議論を交わす場を保障し、議論を通して一人ひとりの議員が成長し、町民より様々な要望が出される中、町民の要望に応えられるような議員・議会にして、議会への信頼を取り戻す努力をしなければと思います。

議員各位のご理解をいただき、さらなるご協力をお願いいたします。以上であります。

（ 拍 手 ）

議 長（傳田創司君） 本日、議員各位におかれましては、そのご理解と諸般にわたりご多忙のところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今の出席議員は、23名で定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより平成20年第4回（6月）みなかみ町議会定例会を開会いたします。

## 町長あいさつ

議 長（傳田創司君） 本定例会に際し、町長より挨拶の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨入りで新緑も一段と眩しく、青田を渡る風が爽やかに感じる季節を迎えました。

本日は、平成20年6月定例議会を招集いたしましたところ、早速ご参集賜り厚く御礼申し上げます。

さて、去る5月23日、大沢知事の肝煎りで「利根沼田行政懇談会」が開催され、各首長はそれぞれの思いを率直に披瀝し、明日の利根沼田を語る有意義な意見交換ができました。私は、利根沼田にとって喫緊の課題として、次の2点について申し上げます。

第1点目は、「**少子化対策**」であります。

少子化は、今直ちに社会に影響を及ぼすわけではありませんが、将来に向けての最重要課題であります。知事はこれに対して、来年の10月から義務教育終了までの医療費の完全無料化を約束されました。また、知事が本部長となって、仮称「群馬県少子化対策推進本部」を組織して、積極的に少子化対策に取り組む姿勢を示されました。

第2点目は、「**望郷ラインの県道昇格及び玉原トンネルの開削**」であります。

望郷ラインは、合併以前から「農用地総合整備事業」として、巨費を投じてきましたが、一部に未開通区間があり、現在は県代行事業で進められております。そこで、「望郷ライン」は利根沼田地方の最重要道路でありますので、効率的な運用と地域経済の活性化を願って県道昇格をお願いしました。

さらに、玉原トンネルの開削であります。藤原地区には4つのダムがあり、「首都圏の水瓶」であります。このダムが災害や外的要因等で決壊する事態になれば、国民は甚大な被害を受ける事になります。行政の第一義を考えれば、一朝有事の備えと災害復旧等、ダムの危機管理体制の確立が緊要であります。そのためには「玉原トンネル」を開削して、藤原地区と沼田市を結ぶ玉原道路の建設を提案・要望いたしました。現地調査等を含めて、検討を約束されました。

6月2日には、みなかみ町は総務省の「情報通信月間」関東総合通信局長表彰を受賞しました。受賞理由は、昨年の「きて・みて・さわって・みなかみ町ICTフェア」の開催によって、ブロードバンド基盤の必要性和利便性を地域住民に紹介すると共に、フェア開

催後もICTの利活用による町の活性化に努める等、地域情報化の推進活動が認められたからであります。

真の情報化は、情報通信基盤の整備と利用する住民のリテラシーの向上によって図られるものであり、今後も町として積極的に関連事業に取り組んでまいります。

5月12日に起きた「中国・四川大地震」は文川県を震源とするマグニチュード7.8の強い地震でした。テレビ等の報道では被災者が4,500万人以上で、死者は10万人を超える大災害であり、現地は至る所で建物の倒壊や土砂崩れがあり、ダムの決壊も心配され、悲惨な状態が続いております。隣国の国民として心からお見舞い申し上げますと共に、出来る限りの救援をすべきであると考えます。今回の大地震は、発生した時刻が午後2時半で小学校等は授業中であり、教育施設の倒壊から児童生徒に痛ましい甚大な被害が発生しました。その実態は四川省だけで、死者の約1割にあたる6,500人以上が児童生徒であり、行方不明者も1,200人以上という報道がされました。

我国の教育施設の実態は、震度6以上の地震が発生すると、1万2千校以上の校舎が倒壊すると言われております。政府は「四川大地震」の教訓から、小中学校等の施設の耐震診断と補強工事等の耐震対策を、積極的に進める方向を示しました。具体的には、国庫補助率を「1/2から2/3」に引き上げるほか、交付税の拡充を措置する等、「地震防災対策措置法」の改正案を今国会に提出すると決めております。

行政の第一義は町民の生命・財産を守る事であると認識しておりますが、それだけに四川大地震は他人事ではなく、本町の教育施設の耐震補強に万全を尽くしてまいります。

既に、昨年12月定例議会に「みなかみ町教育施設整備計画」を発表しておりますが、この計画を着実に進めてまいります。今年度はお陰様で耐震基準を充たした「新治小学校」が開校し、また「桃野小学校の体育館」の全面改修に着手しました。

さらに今年度中に、「桃野小学校・古馬牧小学校・月夜野北小学校」「藤原小学校・中学校」の施設の耐震設計と、「新治中学校」を合わせた6校の補助金申請を行い、来年度の夏休みを中心に耐震補強工事を実施する予定であります。

これらの耐震補強の工事が完了しますと、全体の小中学校舎27棟のうち耐震基準を満たしている校舎が20棟となり、全体の74%となります。

なお、「水上中学校・水上小学校」及び「幸知小学校」については、26年度の完成を目途に、新築による小中一貫校の建設を計画しております。また、ここ数年の間に「利根商業高等学校」の耐震補強工事も実施する予定であります。

いずれにしても、これらの整備を推進して安全な教育環境の整備に努める決意であります。このためには膨大な予算を必要としますが、着実に行財政改革を行い、財政再建に心掛けながら計画的に進めてまいりたいと思っております。

結びに、梅雨の晴れ間に、そろそろ夏の強い日差しが感じられるようになりましたが、思いがけぬ梅雨の寒さもあると思っております。議員各位にはご自愛の上、議案等の審議にご精励下さいますようお願い申し上げます。開会にあたりましての挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

## 開 議

議 長（傳田創司君） ただ今、町長の今後のみなかみ町発展に対する気持ちを込めたご挨拶が終了いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布いたしました議事日程第1号のとおりであります。

議事日程第1号により議事を進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（傳田創司君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において指名いたします。

4番 山田庄一君

15番 河合幸雄君 を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議 長（傳田創司君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、議会運営委員会にも諮りまして、本日6月12日より、6月20日までの9日間としたい考えであります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より6月20日までの9日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 議長諸報告

議 長（傳田創司君） 日程第3、議長諸報告を行います。

3月定例議会以後についての閉会中についての議長報告であります。

3月17～18両日、県庁及び利根沼田県民局、各々関係課へ町長と共に伺い、各町内区などより提出されている、県関係の陳情・要望などを整理し、当局議会として提出いたしました。また特にみなかみ町に目を向けて頂いております、大沢知事へもご挨拶に行つてまいりました。

3月21日、沼田聖苑において、平成20年焼骨灰供養祭が行われ出席し、ご冥福をお祈りして来ております。

4月11日、利根沼田広域圏振興整備組合4月定例議会議員協議会及び定例議長会が開催され、終了後、県地域各々機関所属長等の歓送迎会が行われ、出席いたしました。

4月12日、平成20年全国都市緑化祭第25回式典が群馬音楽センターにおいて、開催され参加してまいりました。

大沢県知事のご母堂様の葬儀・告別式が太田葬儀場で行われ参列し、ご冥福をお祈りしてまいりました。

4月17日、「道路特定財源関連法継続を求める地方の声」緊急全国大会が、東京日比谷公会堂で開催され、当局町長、久保産業観光常任委員長と共に代表参加してまいりました。

全国から3,850人程が参加し、国会議事堂前での大会アピールをはじめ、県選出国会議員の事務所を訪れ要望書の提出行動を行ってまいりました。

4月25日、一般国道291号整備促進期成同盟設立総会が、みなかみ町農村改善センターで開催され、役員を選出、事業計画・予算すべて原案どおり可決されております。

なお、会長には地元小野里県副議長が就任されております。

4月28日、旧水上町からの継続事業でありました、水上駅前から湯原橋までの「利根川遊歩道」約800メートルが開通し、開通式が鹿野沢ターゲットボードゴルフ場で行われ、関係議員と共に出席し、70名ほどが歩き初めをいたしました。婦人会などの協力により、終着地点での甘酒などの持てなしを受けてまいりました。今後は、おおいに観光の新しいルートとして、利根川沿いの風景と四季折々の花などを楽しみ、散策をして頂けることを期待しております。

5月1日、平成20年みなかみ町小中学校教育研究会総会がカルチャーセンターで開催され、ご挨拶を申し上げてまいりました。

また同日、大峰山山開き安全祈願が吾妻山頂で神事が行われました。私は時間の都合上失礼させて頂いております。

5月12日、利根郡広域圏議会議長会及び議長協議会・利根沼田国保運営協議会通常総会・利根沼田学校組合臨時議会・平成20年度利根郡体育協会総会等が、それぞれ時間刻みで開催され出席いたしました。

5月13日、月夜野ホテルを守る会役員総会がカルチャーセンターで開催され、出席させて頂きました。

また同日、昭和村村長選挙が告示され、現職村長加藤候補の出陣式に出席いたしました。結果は無投票選挙となり、夕方からの当選祝いには本多副議長に行って頂いたところであります。

5月16日、みなかみ町文化協会総会がカルチャーセンターで開催され、103団体の役員が代表が出席され、盛会に開催されました。

報告の中で、協会長の山田忠夫さんが下牧人形芝居などで活躍をされた長年の業績が認められ、全国23人中の一人として、地域伝統文化功労賞を受賞されたとのことであります。

5月20～21日、東京メルパルクホールにおいて、第33回全国町村議会議長研修会が開催され出席いたしました。

初日の20日は、福岡県議会会長で全国会長でもある、山本文男会長より開講挨拶を受けた後、株式会社伊藤忠商事取締役会長・地方分権改革推進委員会委員長丹羽与一郎氏を講師に、地方分権改革をテーマに「汗出せ知恵出せ地方分権」と題し、講演を受けました。

次に、1939年インド北部に生まれて、1960年来日し、日本でタレント活動を開始し、テレビ・ラジオ雑誌対談などで人気を得ているイーデスハンソン氏の「地球に優しい暮らし方」と題しての講演を受けました。

引き続き、早稲田大学教育学部総合学科学術員教授である総務省過疎対策問題懇談会座長宮口としみち氏より、「国民の新しいふる里としての町村の存在価値と役割」と題して講演を聴くことができました。

翌21日は、秋田県大潟村女性村長、黒瀬喜多村長より「住民自治の村づくりへの取り組みについて」をテーマに基調講演を受けました。

最後の研修として「あるべき議会像を求めて、我が議会の活動化実践例」をテーマとして、シンポジウムが開かれ、中央大学法学部教授第3次地方町村議会活性化委員会委員、今村都南雄先生をコーディネーターとして、パネラーは全国から選ばれた、秋田県・山形県・長野県・鹿児島県の代表議長により活発なシンポジウムが開催されました。

以上で二日間の研修は終わりましたが、今全国町村でそれぞれ抱えている共通した財政問題など、今後の地方分権自治のあり方など、町づくり村づくりに、どの講演も大変勉強になったと感じております。この研修会での資料につきましては事務局へ届けてありますので必要な方はご覧下さい。

5月20日、みなかみ町商工会青年部定期総会が湯原藤屋ホテルにて行われました。久保産観委員長に出席をお願いしております。

5月22日、利根沼田広域消防運営委員会が本部で開催され、報告事項や今後の予定など協議を行って来ております。また、みなかみ町商工会婦人部通常総会が本所で開催され、本多副議長に出席を頂いております。

5月23日、国道17号沼田バイパス促進期成同盟平成20年度定期総会、利根地方総合開発協会の理事会・総会が各々時間刻みで利根沼田県民局にて開催されました。

いずれも、議事事案はすべて原案とおりの可決済みであります。

また、会議終了後、大沢県知事が県民局へ出向かれ、利根沼田職員関係者との懇談会、また懇親会が催され、知事との生の意見交換会で、このような事は初めての開催であり、非常に有意義だとの声でいっぱいでありました。

5月24日、平成20年度第16回利根沼田農業共同組合通常総代会が利根沼田文化会館で開催され、出席いたしました。

5月25日、毎年恒例の県民スポーツオープニング大会が敷島公園運動競技場で開催予定でしたが、あいにくの雨となりスポーツアリーナへ変更となり、出場者にも変更を生じさせながらではありましたが、会場には4千人以上の県民が集い、賑やかな祭典でありました。議会からは根津総文委員長と参加、町からも綱引き選手などが100人を超す参加者で開会式の入場行進も立派でありました。

以後、本日までに5月26日、水上温泉旅館共同組合総会・懇親会、5月28日、みなかみ町商工会第3回通常総会、5月29日、水上地区防犯協会防犯パレード総会・懇親会、同日、みなかみ児童館運営委員会、5月31日、月夜野地区八木節会15周年記念発表会及び打ち上げ会、6月1日、利根沼田消防ポンプ操法競技会、沼田公園において総務文教委員会と激励と応援へ参加してまいりました。

6月7日、第3回食育推進全国大会ぐんま食育フェスタ2008がグリーンドーム前橋で開催され開会式に出席をいたしました。式典には来賓として、内閣府食育担当特命大臣上川陽子少子化担当大臣、また山東昭子国会議員など来席されておりました。

詳細は6月8日の上毛新聞1面・18面に掲載されておりましたとおり、一般の参加者で大変にぎわっておりました。

議 長（傳田創司君） これにて、議長諸報告を終了いたします。

---

#### 日程第4 行政報告

議 長（傳田創司君） 日程第4、行政報告を行います。  
町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。  
町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 2点、行政報告を申し上げます。  
最初に**第4回成人式の日程**についてであります。  
町の成人式は、合併後の豪雪、町内地域の諸事情を勘案し、過去2回、4月の第1日曜日に実施してきました。この事は1月の気象条件が厳しいために、地域性に配慮して行ってきました。  
しかしながら、かねてより「国民の祝日に関する法律」に定められた1月第2月曜日に実施して欲しいという意見があり、本年度の成人者からは署名捺印を添えて、その旨の要望書が提出されました。  
私は、この件について昨年の区長会役員会に意見を求めましたが、町長の専権事項であるとの事でした。町長が判断して行うべきとのご意見であり、平成19年度は今年4月6日に開催をいたしました。  
その後、4月の議会全員協議会において、次回の町議会議員選挙は全町一区で行われるので、是非とも地域事情等を勘案して議論され、平成20年度の開催日時を決めて欲しいとお願いしました。  
早速、5月の全員協議会でご協議願ひ、5月20日に議長名で国民の祝日である「成人の日」の前日が適当でるとのご意見を頂きました。  
教育委員会を始め町当局関係者は、これを受けて協議を行った結果、今後は成人式を毎年1月に行い、本年度は「成人の日」の前日である、平成21年1月11日（日曜日）に開催する事に決定いたしました。議員各位のご協力に感謝いたします。  
次に、**有害鳥獣対策**についてであります。  
鳥獣による農作物への被害は、年々深刻な状況になり、その対策に苦慮しています。  
この対策には、みなかみ町猟友会の皆さんのご理解と大変なお力添えを頂いておりまして、心から敬意と感謝を表する次第であります。  
有害鳥獣対策は緊急性が求められ、それだけに現場に密着している市町村に捕獲許可等の権限を与える事が被害の軽減と防止につながると、再三に渡り県に権限委譲を要請してきました。  
その結果、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する許可」が、本年4月1日付けで町に念願の権限委譲となりました。  
従来、県の許可として取り扱ってきた、ニホンザル、ニホンジカ及びツキノワグマについても人畜に被害を発生させ、または発生させる恐れのあるものは、町の権限で捕獲を許可する事ができます。  
また国では、「鳥獣による農林水産業等にかかる被害防止のための特別処置に関する法律」を定め、鳥獣害防止総合対策事業を創設しました。

みなかみ町は、早速この推進事業に取り組む事とし、現在は事業実施計画を立案して、県と協議中であります。

事業実施主体は「みなかみ町有害鳥獣対策協議会」を設立して、推進体制の整備、個体数の調整、捕獲の担い手の育成等、また生息環境管理として、里山・里地の整備等も実施してまいります。

事業費は、定額200万円を上限に計画していますが、全額が交付金として国より協議会に直接支払われる制度であります。町では今後共、鳥獣害に対しては積極的に取り組み、被害防止に努めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。以上です。

議 長（傳田創司君） 以上で行政報告を終わります。

## 日程第5 請願・陳情文書表

議 長（傳田創司君） 日程第5、請願・陳情文書表についてを議題といたします。

今期定例会において、本日までに受理しました請願・陳情は、お手元に配布いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。

事務局に請願・陳情文書表の朗読をいただきます。事務局長。

（事務局長朗読）

### 平成20年第4回（6月）みなかみ町議会定例会請願文書表

番号	請願件名 請願趣旨	請願人 紹介議員	受理年月日 付託委員会
請願 第 3 号	後期高齢者医療制度の撤廃を求める	前橋市桶越町183-4 全日本年金組合群馬県本部 執行委員長 関口 昭三	平成20年6月3日
		穂 苺 清 一	厚生常任委員会
	【請願趣旨】 後期高齢者医療制度が、高齢者だけでなく多くの国民から撤回を求める声わき起こる中で実施されました。この声に若干の手直しをするだけで、制度の根幹をそのままにして実施をしたのです。このような中で、マスコミを始め、医療関係者、地方議会などから「現代の姥捨て山への通行証」との批判が上がり、「この制度は撤廃しかない」という状況になっています。 この制度は、75歳以上の高齢者1,300万人を健保や国保から追い出し、保険料は年金から天引き、収入のない人からも保険料を徴収、払えなければ保険証を取り上げ、さらに年齢を区切って医療内容まで差別をしようという、世界に類のない過酷な制度です。 後期高齢者は、①複数の病気があり、治療が長期にわたる、②認知症が多い、③いずれ避けることの出来ない死を迎える、などとして、それに「ふさわしい医療」にすると説明しています。また、診療報酬も外来診療の「包括払い（月6千円）」を行い、「在宅で終末期を迎えさせ		

るしくみ」を導入して、75歳を境に低廉な医療内容へと差別するもので、いのちの平等を奪う非情な制度なのです。要するに、”やがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいない”と言わんばかりの制度です。

さらにこの制度の実施に便乗するように70歳から74歳までの病院窓口負担を1割負担から2割負担へ引き上げ、加えて「制度」の保険料天引きにとどまらず、65歳から74歳までの国保料・税の年金天引きを行おうとしています。この制度が広がれば、住民税徴収も年金から天引きになる可能性もあります。生活基盤を支えるライフラインの確保以前に保険料を差し押さえるようになってしまいます。私たち年金者組合は、「豊かな高齢期を」、「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」を合言葉に結成して20年になりました。この間、一貫として、全額国庫負担による「最低保障年金制度」創設の運動を展開してきました。同時に医療制度をはじめとする社会保障制度の充実を求めてきました。しかし、今回の「後期高齢者医療制度」は、私たちの願いに逆行するものなのです。後期高齢者医療制度の撤廃しかありません。

以上のことから、次のことを要請します。

**【請願事項】**

次の事項について、国に意見書を提出して下さい。

1. 後期高齢者医療制度は撤廃すること。
2. 医療に使う予算を増やし、高齢者・国民が安心して医療が受けられるようにすること。

番号	請願件名	請願人		受理年月日
	請願趣旨	紹介議員		付託委員会
請願第4号	「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する	みなかみ町上津1602 上津朗人会 原澤 健吉 ほか14人		平成20年6月3日
		穂苅 清一	原澤 良輝	厚生常任委員会
	<p><b>【請願趣旨】</b></p> <p>「こんな保険料を取られたら、とても生きていけない」「長生きは罪なのですか」－福田・自公政権が4月実施を施行した後期高齢者医療制度に、日本列島を揺るがす国民の怒りがわき起こっています。新しい制度は、もっぱら医療費負担を目的にしたもので、高齢者に過酷な負担を押し付け、医療内容を制限する内容となっています。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、すべての高齢者から保険料（平均月額6,200円、厚労省試算）を取り立てる、</li> <li>②受けられる医療を制限し差別する「別立て医療報酬」を設ける、</li> <li>③保険料は年金から天引きする、</li> <li>④保険料を払えない高齢者から保険証を取り上げるなどです。</li> </ol> <p>これまで保険料を負担していなかった扶養家族も、’08年10月から徴収されます。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく国と企業が十分</p>			

な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにすべきです。このことはヨーロッパ諸国では常識であり、高齢者を別扱いにして高負担と差別医療を押し付ける国はどこにもありません。

よって、下記項目について、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣及び政府関係機関に意見書の提出を請願します。

**【請願事項】**

一、「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書の提出

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第5号	「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する	みなかみ町月夜野520-1 月夜野地区老人会 代表 五十嵐 二郎	平成20年6月3日
		穂苅清一 倉澤長男	厚生常任委員会
	【請願趣旨】、【請願事項】ともに請願第4号と同一につき、省略。		

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第6号	「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する	みなかみ町布施1611-12 利根保健生協新治支部 林 和 枝	平成20年6月3日
		穂苅清一 島崎栄一	厚生常任委員会
	【請願趣旨】、【請願事項】ともに請願第4号と同一につき、省略。		

番号	請願件名	請願人	受理年月日
	請願趣旨	紹介議員	付託委員会
請願第7号	「後期高齢者医療制度」の廃止を求める意見書に関する	みなかみ町上牧2312 上牧福寿会 会長 今井 一夫	平成20年6月3日
		穂苅清一 前田善成	厚生常任委員会
	【請願趣旨】、【請願事項】ともに請願第4号と同一につき、省略。		

## 平成20年第4回(6月)みなかみ町議会定例会陳情文書表

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第2号	国による公的森林整備の推進 国有林野事業の健全化への 意見書の提出を求める	沼田市鍛冶町 3923-1 森林労連全国林野関連 労働組合 利根沼田分会執行委員長 中島龍児	平成20年5月29日
	<p>産業観光常任委員会</p> <p>【陳情趣旨】</p> <p>近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中で、グローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し、強い期待が寄せられています。一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っています。</p> <p>このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が困難な水資源等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、さらには過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっています。</p> <p>このような時期に国有林事業は、いわゆる「行政改革推進法(平成18年6月)」に基づき、業務・組織の見直しが予定されており、また旧(独)緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画(19年12月)」に基づき、19年度末で解散し、水資源造成事業等は(独)森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところです。</p> <p>今後の林政の展開にあたっては、森林吸収対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために重要な役割を果たす水資源等公益森林の整備、さらには地域林業・木材産業に向けて、意見書の提出を求めます。</p> <p>【陳情事項】</p> <p>以下の事項を国関係機関に意見書の提出をして下さい。</p> <p>(1) 森林吸収対策を着実に推進するため、環境税等税制上の措置を含め、安定的な財源を確保するとともに林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営者の創出。</p> <p>(2) 緑の雇用対策等、森林・林業の担い手対策の拡充、施策の収集化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、さらには木材のバイオマス利用の促進等により、間伐材を含む地域剤の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興。</p> <p>(3) 計画的に水資源造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄池等、民間による森林整備が困難な地域における国の関与</p>		

の下での森林整備制度の創設。

- (4) 国有林野事業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理すると共に公益的機能の一層の発揮を図るため、国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて、地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与。

番号	陳情件名	陳情人	受理年月日
	陳情趣旨	紹介議員	付託委員会
陳情第3号	観光地みなかみ町にふさわしい バリアフリー式トイレの新築	みなかみ町大穴 514-1	平成20年6月3日
		大穴区長 竹内 功	産業観光常任委員会
		穂 苺 清 一	
	<p><b>【陳情趣旨】</b>            国道291号線の大穴地区にある町営駐車場内には、道路に面して27年前に建築された管理室付きの公衆トイレがあります。かねてより冬季の駐車場として大穴スキー場運営協議会が管理運営をしてきましたが、その後、大穴区が引継ぎ、平成18年6月23日には、大穴区が指定管理者として指定を受け、今日に至っております。</p> <p>このトイレと駐車場は、水上温泉郷に訪れた人々が、谷川岳や藤原から利根川の源流まで足をのばすとき、必ず通る地点であり、冬季はチェーン脱着地として大きな役割を担っています。シャトルバスのあるときは、その停留所にもなっておりました。しかし、老朽化だけでなく、そもそも旧式の公衆トイレで障害者は利用できず、女性には敬遠されています。この際、みなかみ町に来て良かったと言われるバリアフリータイプの快適なトイレを新築して頂きたい、陳情する次第です。</p> <p><b>【陳情事項】</b>            大穴地区町営駐車場内の公衆トイレをバリアフリー式トイレに新築して下さい。</p>		

議 長（傳田創司君） 以上朗読のとおり、所管の委員会に付託しますので報告いたします。

## 日程第6 発委第2号 町長において専決処分することのできる事項の指定について

議 長（傳田創司君） 日程第6、発委第2号、町長において専決処分することのできる事項の指定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

**議長（傳田創司君）** 朗読が終了しましたので、提出者久保秀雄君より提案理由の説明を求めます。

産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

**産業観光常任委員長（久保秀雄君）** 発委第2号、町長において専決処分することのできる事項の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案については、6月9日、産業観光常任委員会を開催いたしまして、慎重に審議いたしました結果、全会一致をもちまして、発委第2号として提案することに決定いたしました。

みなかみ町は、使用料・税をはじめ多くの滞納金があり、現在滞納整理室を設置して、滞納額の圧縮に努力をしているところであります。

しかし、所在が不明、また本人が死亡しているなどして、回収が不能なものについて、昨年、今年と不納欠損処理を行っています。

今、重要なことは、新たな滞納を発生させないことであります。

3月定例議会においては、町営住宅の滞納者に対して訴訟を起こすことを議決しております。

本案は、町営住宅の円滑な管理、また公正公平を保つ上からも必要な措置であります。議員各位のご理解を賜り、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

**議長（傳田創司君）** 提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

発委第2号について、質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

**8番（穂苅清一君）** 今の発委について、質問いたします。

これについては、5月議会においても出される予定でしたが、いろいろ不備もありまして取り下げた経過があります。

今の説明になりますと、本人が行方不明であるとか、死亡であるとかっていうことでもって、不納欠損処理にされているようなケースが多いと。そういうことを避けるためと言いますか、そういうために、この町長に対する一定の権限、つまり専決処分権限を与えようとするものなですけれども、その実態についてはつかんでいるのでしょうか。

具体的に言いますと、町営住宅の入居者で所在が分からないとか、今言ったように連絡が取れないとか、そういうふうな実態がどのくらいあるのか。それと滞納が現在、どのくらい何世帯で、金額がどのくらいまで行っているのか、その点を明らかにしていただきたいと思います。これは、この問題を考える上で重要な素材であると考えます。

**議長（傳田創司君）** 産業観光常任委員長久保秀雄君。

（産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇）

**産業観光常任委員長（久保秀雄君）** 9日の産業観光常任委員会では、何ら意見なく全会一致ということで決定をいただいております。自分自身考えるに、このことについて皆さんが理解をしているその結果が何ら意見なく終結をしたと、こういうふうに理解しております。

また、滞納額の金額、それから不明者、不明世帯が何軒くらいあるかというご質問でありますけれども、かなりの数があるという、こういう大まかな事柄は当局サイドより聞いておりますけれども、個々の金額や個々の軒数については承知しておりません。

以上であります。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) この問題を考える上で、重要な素材であるということでもって今、指摘したわけですが、そういう問題について、何ら資料もなく、委員会が全会一致で可決するなんていうことは、これは議員としてあまりにも粗相ではないかというふうに思います。

と同時に、この件を考えた場合に承知だと思いますが、地方自治法の180条1項の中で専決処分できる権限について、これは明らかにされております。

それを言いますと、いわゆる町長が議会にかけずに一方的に専決の事前にですね、処分ができる、そういう権限を与えられるのは軽易な事項ということで定められております。

軽易な事項というものは、例えば、この議会においてもかかれると思いますけれども、損害賠償請求等において、100万円未満とかっていうことで、そういうものが軽易な事案ということになっているかと思いますが、ひとつの例で言いますと。この町営住宅の明け渡し等についての裁判の権限を町長に専決処分としての権限を与えるということは、そういう軽易な事案になるのか、ならないのか、それをお答え願いたいと思います。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 一つは、この説明の中でも申し上げましたように、3月議会の中で訴訟については、いろいろな角度から検討を加えていただいております。

結果として、議決をいただいております。こういう経緯から、先程も申し上げましたように、産業観光常任委員会の中ではそういう流れの理解をしてですね、議論が9日はなかったと、こういうふうに理解をしております。

それから、当局との説明、やりとりの中では軽易な事項と、当然3項目も含めて全協では議論になったわけでありますが、軽易な事項について専決処分をすると、それで全協の中で大きな額、それから大きなものについては当然議会の方に打診・説明をして、整理・手続きを進めていくということが、当局とのやりとりも確認をされています。

以上です。

議長(傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8番(穂苺清一君) もう一回、質問します。大きなものについては当局と相談をしていくというようなことが、今出ましたけれども、町営住宅の家賃については非常に低額です。

これが今現在、私がかかっているところによりまして、かなりの金額が滞納されてきていると、つまり1世帯あたり100万、200万の事例があるのではないかと思います。

そういうものを本当は先程言いましたように、具体的な事実をつかんだ上で、こういう問題を検討してもらいたいと言ったのはそういうことです。

したがって、1万や2万のものだったら軽易な事項というものになると思いますが、100万、200万の単位の滞納金額を裁判で明け渡し訴訟を起こすということについて軽易というものにはちょっと当たらないのではないかと、そう思いますけれどもいかがでしょうか。

議長(傳田創司君) 産業観光常任委員長久保秀雄君。

(産業観光常任委員長 久保秀雄君登壇)

産業観光常任委員長(久保秀雄君) 100万が、軽易なのか、大きな額なのかと、これはいろいろと判断が分かれるところであろうかと思います。ただ、提案理由の説明の中でも申し上げましたように、これから先、滞納額を発生させない、こういうことが一番重要な課題であろうと思います。

それともう一つは、まじめに納めている居住者、住民の人たちと、納めないで滞納を重ねていく人たちとの不公平感を取り除くことが、これも行政の仕事の一つかと思います。

そういった観点で、町営住宅の訴訟について、町長に権限を与えると、こういうことであらうと思います。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて発委第2号の質疑を終結いたします。

これより発委第2号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

8番穂苺清一君。

(8番 穂苺清一君登壇)

8 番(穂苺清一君) ただ今の発議、委員会発議ということですが、これについては先程も3回ほど質疑いたしましたけれども、承服するわけにはいきません。

そもそも地方自治法の中で、先程も言いましたが、町長に対する専決処分の権限というものはかなり厳しく規制しております。

にもかかわらず、新たにこの問題を加えるということは、町民に対する、これは議会が町長にその権限を与えるということで、町長のやることを本来、議会がチェックしなければならないわけですが、そういうこともしないで事前にもう全てを委任してしまうということになりかねません。そういう点では非常に危険なやり方であると私は考えております。

先程も質疑の中で述べましたけれども、具体的な数字は明らかにされておられません。

しかしながら、実際にこの1月から2月にかけて町は町営住宅の入居者及びその入居に対して、連帯保証人ということをつけておりますけれども、その入居者から、入居者及び連帯保証人に対して一斉に文書を送っているのは事実だと思います。

その中には、1万、2万程度ではありません。金額は少ないものもありますけれども、10万、200万を超えるものがかなり含まれているのではないかと思います。

実際に私の所にはそういう事例の相談がいくつも寄せられております。

しかもその中には、連帯保証人になったことを全く知らなかった、そういうケースさえありました。と、同時に、1月、2月に出した請求書の中には、時効を過ぎたものまでもそっくり全部入れて請求しておりました。

つまり金額はべらぼうに増えております。承知のように、時効については5年ということになっておりますので、5年以前のものまでも請求しているケースが殆どです。

なぜ、こういうことが起きてしまったのか、そういうことに対する行政の責任、あるいは前にも議会の中で出ましたけれども、いわゆる不作為という言葉もありますけれども、やるべきことをやらないで、怠慢と言いますかね、そういうことの結果によって、これほどの大きい滞納金が発生する、そのことについては全く触れようもしないで、それでただ出て行け、裁判を起こすぞということでもって、脅かしをする、そういうふうなことがこの町にあっていいのかどうか、そういうことをチェックするのが議会ではないのかと私は考えるわけです。

因みに1月、2月の請求の後、4月に入ってから、全部ではありませんが、新たに請求書を出し直しております。それは先程もふれました、時効部分を削った上で、請求は出ているのを私も知っております。

そういう点で考えた場合に、高額なこの滞納家賃が発生された原因や責任も追及もしないで、見せしめのために訴訟を起こす、3月の議会で訴訟を起こすことが2件決まってしまうけれども、そういうことが今度は専決処分で議会にかからないで、町長の権限で行われる、そして、事業報告で専決処分の報告はされると、そういうことがあっていいかどうか、そういうことは許されないと私は思います。そういう観点で、この発委についてはあまりにも粗相過ぎるということで反対いたします。以上です。

議 長（傳田創司君） 次に賛成討論の発言を許します。

議 長（傳田創司君） 6番林喜美雄君。

（6番 林喜美雄君登壇）

6 番（林喜美雄君） 発委第2号、町長において専決処分することのできる事項の指定について、賛成の立場で討論をいたします。

3月議会において、町営住宅明け渡し及び滞納家賃等の支払い請求の2議案が提案され、可決されました。

町営住宅家賃滞納者の中でも支払う意思が希薄であり、町当局の文書や訪問等による再三の納付指導にもかかわらず、滞納が滞っている悪質的滞納者に対して、また決められた家賃を納付している他の入居者に対しての公平性を保つためにも町営住宅の管理上、必要な訴えの提議、和解及び調停に関する権限を町長の判断により実行できることを加えるものであります。よって、必要な改正と考え、賛成討論といたします。

議 長（傳田創司君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて発委第2号の討論を終結いたします。

発委第2号、町長において専決処分することのできる事項の指定についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、発委第2号、町長において専決処分することのできる事項の指定については、原案のとおり可決されました。

**日程第7 報告第2号 平成19年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告について**

**報告第3号 平成19年度みなかみ町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

**報告第4号 平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について**

議 長（傳田創司君） 日程第7、報告第2号、平成19年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第4号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまで、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長 (傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して報告の説明を求めます。  
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長 (鈴木和雄君) お許しをいただきましたので、3件一括してご報告申し上げます。  
まず最初に、**報告第2号**であります。

この継続費は、10款教育費の新治統合小学校建設事業であり、平成18年度から20年度までの3ヶ年間で建設を進めています。

総事業費は14億8,043万1千円で、平成19年度の予算現額は前年度通次繰越額を合わせると、10億3,094万9,037円でありました。

事業内容は、主に校舎・体育館の新築工事ですが、現場の出来高を精査したところ、平成19年度予算現額の内、36万8,387円を平成20年度へ通次繰越しましたので、ご報告申し上げます。

なお、事業は順調に進んでおり、今年度の食堂棟、プール、外構工事を以て完了する予定であります。

次に、**報告第3号**についてであります。

6款農林水産業費の農業振興地域整備計画作成業務と中山間地域総合整備事業は、昭和63年以来の調査事務に不測の時間を要したため、各々全額を20年度へ繰り越したものであります。

8款土木費の地方道路臨時交付金事業に係る2路線と藪田水管橋の耐震補強工事委託及び水上駅周辺整備基本構想検討業務の4事業は、JRとの協議に不測の時間を要したため、各々全額を平成20年度に繰り越したものであります。

また、地域住宅交付金事業は、用地補償において地権者との協議に時間を費やしたため、その全額を平成20年度に繰り越したものであります。

まちづくり交付金事業は、沼田水上線の無散水消雪工事、水上峡温泉公園及び諏訪峡遊歩道工事であり、道路管理者との協議や地権者との用地交渉等に時間を要したため、事業を執行できなかったものであります。

10款・教育費の水上中学校舎・体育館耐力度調査と藤原中学校改修工事は、生徒が使用しなくなる3学期終了後に実施する必要があったため、繰り越したものであります。

次に、**報告第4号**、温泉事業特別会計であります。

町有源泉井戸掘工事は1,140万円、第2配湯所貯湯タンク設置工事は1,870万円、それぞれ平成20年度へ繰り越しました。

井戸掘工事につきましては、工事に際し、NTT及び東京発電の電話線及び電線が工事に支障となり、この解決策として電柱移転が必要となり、移転工事に日数を要したため、工期の延長が必要となったものであります。

また、貯湯タンク設置工事につきましては、タンクの破損という予期せぬ事態になり、年度内に工事の完成が見込めないため、繰り越したものであります。

以上3件であります。よろしくお願ひいたします。

議長 (傳田創司君) 以上で報告第2号、平成19年度みなかみ町一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、報告第4号、平成19年度みなかみ町温泉事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでを終わります。

## 日程第 8 報告第 5 号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告について

- 議 長（傳田創司君） 日程第 8、報告第 5 号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。  
（事務局長朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。  
町長鈴木和雄君。  
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 報告第 5 号について、ご説明申し上げます。  
平成 20 年 2 月 27 日午後 10 時頃、みなかみ町師字諏訪 5 4 3 番地 1 地先の町道膳棚諏訪線を川場村在住の男性が自動車で行中、道路に積雪があり、また降雪時でもあったため、横断側溝から外れて道路中央に放置されていたグレーチングが目に止まらず、その上を通過し、車両を破損しました。このため、道路管理者である町に損害賠償請求があり、本件は道路管理者の過失に該当しますので、町が損害賠償額 9 万 4, 0 7 2 円を支払うことで 5 月 2 1 日に示談が成立をしました。  
本件は、地方自治法 1 8 0 条の第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項ですので、同条第 2 項の規定により、議会に報告をするものであります。  
よろしくお願ひいたします。
- 議 長（傳田創司君） 以上で報告第 5 号、損害賠償の額の決定及び和解の専決処分報告についてを終わります。

## 日程第 9 報告第 6 号 財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告について

- 議 長（傳田創司君） 日程第 9、報告第 6 号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。  
（事務局長朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。  
町長鈴木和雄君。  
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 報告第 6 号について、ご説明申し上げます。  
公社の事業は、「寄附行為」に上げられた 8 つの事業分野について取り組みながら、本年度で第 1 5 期目の決算を迎えました。事業内容は、多岐にわたりますが、収益を伴う事業の展開のほか、時代に適応した社会的役割を果たす事業も実施しております。  
それでは、公社から受けた事業及び会計報告により、その内容についての概略を申し上げます。  
公益事業と収益事業がありますが、公益事業を一般会計、収益事業を豊楽館会計、遊神館会計、桃李館会計の 3 つに分けて事業を行っております。  
一般会計の主な事業は、まず「美しい村づくり事業」であります。

これはパンジーの苗2万本を育成し、たくみの里地内及び公共施設に配布しているものでありますが、本年は全国都市緑化フェアが開催され、そのサテライト会場用の花も供給いたしました。また本年度も、町の資源リサイクルセンターと大峰育成牧場の管理運営業務を受託し、さいたま市の新治ファミリーランドについても、市から指定管理者に指定され管理運営を任されております。

つづいて、農業関係では、パンジー、サクランゴ、高設苺の試験栽培を行い、その販売額は1,063万7千円でありました。今後も研究を継続し、ご期待に沿えるよう努めてまいります。

次に収益事業に移りますが、まず**豊楽館会計**であります。

今期の来場者数は43万8千人で前年の97.1%、事業収入は2億3,728万4千円で、前年の98.2%の実績でした。また、農産物加工事業では味噌、豆腐、納豆、こんにゃく、まんじゅう、竹の子の水煮、梅のかりかり甘酢漬け等の加工品を製造し、大豆の消費拡大を図るべく、凍み豆腐の加工も行い、合併後は町全域に呼びかけて、そば、大豆の契約栽培を行っています。

のむヨーグルトの製造販売事業においては、町内はもとより、沼田市、渋川市方面でも販売するとともに、学校給食センターにも納品し、町内の児童生徒にも飲んでいただいております。通常の営業活動に加え、イベント等にも積極的に参加し、販路の拡大を図ってまいりました。

また、東京都板橋区南銀座商店街にアンテナショップを出店し、農産物や公社の加工品等を販売しながら、観光宣伝や誘客等の情報収集に努めてまいりました。

主な売り上げ実績としては、一般的な土産品の販売は3,931万7千円で前年の98.9%、農産物の直売では8,344万9千円で前年の100.3%、そば打ち体験は1,190万9千円で前年の93.4%、ヨーグルトの販売は3,358万7千円で前年の98.9%で若干の減少傾向にあります。

つづいて、**遊神館会計**でございます。遊神館事業では、入須川、恋越地区の活性化委員会の協力を得て、開設12周年記念イベントの開催、各種団体・組織等への誘客に努力をいたしました。

また、地域の老人会や法事等の団体客の送迎を行うとともに、季節に合わせて食事のメニューを変えて、お客様に満足していただけるように努力してまいりました。

入館者数は、93,949人で前年の87.9%と10万人を切ってしまい、事業収入でも6,306万5千円で前年の89.3%という実績でした。

次に**桃李館会計**であります。新巻果樹生産組合の協力を得て、イベントの開催及び学校や旅行者等への誘客宣伝活動に努めました。9種類すべての果物のもぎ取りができ、それぞれの果物の収穫時期に合わせたイベントも行いました。

アップルオーナー事業も大好評で、昨年を上回る454件の販売実績を上げることができました。入館者数でも、57,927人で、前年の112%と前年を上回りました。

事業収入は、入園料、ジャム体験やパンづくり体験、バーベキュー、ジャム加工品やアイスクリーム、農産物の売り上げ等で、事業収入は8,378万1千円、前年の129.2%の実績となりました。詳細については、今会期中に、公社に説明させますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 (傳田創司君) 以上で報告第6号、財団法人新治村農村公園公社の経営状況の報告についてを終わります。

**日程第10 報告第7号 みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告について**

議 長（傳田創司君） 日程第10、報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より報告の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 報告第7号について、ご報告申し上げます。

平成19年度の事業は、うららの郷住宅地の販売事業であります。

東京都、埼玉県の手企業・関連企業を中心に営業活動を実施するとともに、都内賃貸マンション等へのポスティング、JR東京駅、大宮駅等で降車する乗客をターゲットに、ポケットティッシュの配布を実施しました。また、都営地下鉄にステッカー広告の掲示をするなどの営業活動を実施いたしました。

その結果、問い合わせや資料請求は数多く寄せられましたが、契約に結びついたのは、1区画でありました。また、歩行者専用道路用地として、377.12㎡を町へ売却したものであります。地域住宅交付金事業により総延長128.62mの歩行者専用道路を整備し、リニューアルをいたしました。

次に決算の状況であります。3ページの損益計算書をご覧くださいと思います。

事業収益ですが、完成土地の売却収益が1,064万8,800円であり、その事業原価が941万6,209円で、差引き事業総利益が123万2,591円となりました。

しかしながら、販売費及び一般管理費が、839万5,128円掛かっており、事業損失が716万2,537円となってしまいました。

また、事業外収益は、公有代行用地の利子補給等の補助金及び預金利息で364万9,467円、事業外費用は支払利息が675万7,136円で、経常損失が1,027万206円となりました。

次に、特別利益は935万1,950円で、これは歩道用地として町に売却したものです。また、特別損失は、歩道用地の原価で882万7,726円であります。

この特別利益と特別損失の差額である52万4,224円と経常損失を加えた当期損失が974万5,982円となりました。

次に4ページをご覧くださいと思います。貸借対照表であります。資産の部で、流動資産のみであり、流動資産の合計は8億4,836万4,320円で、その内訳は現金及び預金が1,348万6,298円、公有用地が2億985万459円、代行用地2億975万6,482円、完成土地が4億1,527万1,081円であります。

次に、負債の部ですが、負債額が、8億3,582万6,482円でありまして、うち流動負債が、短期借入金の2億8,675万6,482円あります。固定負債は長期借入金5億4,907万円あります。

資本の部では、基本金500万円と前期繰越準備金1,728万3,820円と当期純損失974万5,982円があり、資本合計は1,253万7,838円であり、負債資

本合計は8億4,836万4,320円であります。

この貸借対照表のうち、昨年と大きく異なる部分として、資産の部における未収金と負債の部の未払い金が昨年はありました。これにつきましては、毎年借入金の借換えを年度末に行っていますが、18年度は、年度末の3月31日が土曜日となり、借入金の借換え業務が年度をまたいで行われたために、未収金及び未払金にそれぞれ計上されていたためであります。

また、今後の取り組みであります、うららの郷につきましては、歩行者専用道路の設置により、リニューアルいたしました。

この結果を見極めて、今後も補助事業の導入も検討するとともに、販売区画の見直し等を行い、行政と連携して、早期販売に取り組んでいきたいと考えております。

20年度は、早速1区画が販売できましたので、今後も更なる努力を公社にお願いして、経営状況の報告とさせていただきます。以上であります。

議 長(傳田創司君) 以上で報告第7号、みなかみ町土地開発公社の経営状況の報告についてを終わります。

---

**日程第11 承認第8号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について**  
**承認第9号 平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告について**

議 長(傳田創司君) 日程第11、承認第8号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告について、承認第9号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてを一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 2件一括して、ご説明申し上げます。

最初に、承認第8号についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ303万7千円を増額補正したものであります。

内容は、老人保健特別会計において、3月分の医療諸費が予想以上に多額となり、一般会計からの繰出しを余儀なくされたため、3款民生費の社会福祉費において、老人保健特別会計繰出金を増額補正いたしました。なお、財源は全額繰越金で手当てさせていただきました。

次に、承認第9号について、ご説明申し上げます。

平成20年度の老人保健特別会計予算については、後期高齢者医療制度への移行に伴い、3月分の医療諸費のみを計上していましたが、2月分と同様に実績が予想以上に多額となり、予算に不足が生じていました。このため歳出予算において、2款医療諸費で5,257万2千円を増額させていただきました。

一方、歳入については、支払基金交付金を2,629万9千円、国庫支出金を1,751万5千円、県支出金を437万9千円、一般会計繰入金を303万7千円、諸収入を134万2千円、各々増額補正をして対応させていただきました。

以上2件、いずれも緊急を有する事案でありましたので、専決処分をさせていただいた次第であります。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
まず、承認第8号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第8号の質疑を終結いたします。  
次に承認第9号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第9号の質疑を終結いたします。  
これより承認第8号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第8号の討論を終結いたします。  
承認第8号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、承認第8号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第2号)の専決処分報告については原案のとおり、承認されました。

議 長(傳田創司君) これより承認第9号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて承認第9号の討論を終結いたします。  
承認第9号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。  
よって、承認第9号、平成20年度みなかみ町老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分報告については原案のとおり、承認されました。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。10時30分から再開いたします。

(10時17分 休憩)

(10時32分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

## 日程第12 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについて

議長(傳田創司君) 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 諮問第1号について、ご説明申し上げます。

人権擁護委員につきましては、現在7名の方にご活躍いただいておりますが、この度みなかみ町の定数が8名に変更となり、前橋地方法務局長より増員1名の委員候補者の推薦依頼がありました。

つきましては、現在、主任児童委員として、ご活躍いただいております、地域の実情に明るく、人格識見に優れた、月夜野甲543番地、高橋久江さんを候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

諮問第1号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 人権擁護委員の推薦について意見を求めるという諮問が出されたのですが、これ1枚ですとなかなか判断に難しいので、この前の時にも、こういう人事案件については経歴書の添付をお願いしたのですが、判断の材料になる資料を事後回収でも結構ですから、添付して欲しいと思います。

議長(傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長(林 耕平君) ご本人から、経歴書をいただいておりますので、読み上げたいと思います。

本籍地は、月夜野甲543番地、住所は本籍地に同じでございます。

氏名は、高橋久江様、生年月日は昭和25年2月14日、現在、職業は無職でございます。

最終学歴は、昭和47年3月、東京家政大学卒業、職歴は、昭和47年4月より平成13年3月まで、群馬県公立学校教員として、29年間、教職を勤められておりました。

公職歴といたしましては、現在、平成17年8月より主任民政児童委員として、ご活躍でございます。その他、ボランティア活動にいろいろご活躍いただいております。

以上でございます。

- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第1号の質疑を終結いたします。  
これより諮問第1号について、討論に入ります。  
まず、反対討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。  
（「なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて諮問第1号の討論を終結いたします。  
諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについてを採決いたします。  
本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。  
よって、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推せんにつき意見を求めることについては原案のとおり同意されました。
- 

### 日程第13 議案第70号 辺地に係る総合整備計画について

- 議 長（傳田創司君） 日程第13、議案第70号、辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。  
事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。  
（事務局長朗読）
- 議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。  
町長鈴木和雄君。  
（町長 鈴木和雄君登壇）
- 町 長（鈴木和雄君） 議案第70号について、ご説明申し上げます。  
今回、計画する辺地は藤原辺地であります。  
藤原地区については、これまで大芦、久保、山口の3辺地がありましたが、これを藤原辺地として統合したものであります。計画の期間は、平成20年度から24年度までの5年間とします。内容は、除雪機械の整備で、事業費5,400万円を予定しています。  
財源内訳では、特定財源が3,600万円、一般財源が1,800万円となっており、一般財源につきましては、全額を辺地対策事業債で対応します。  
よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。
- 議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。  
議案第70号について、質疑はありませんか。  
7番原澤良輝君。
- 7 番（原澤良輝君） 事業費が、5,400万円ということで、20年度予算で除雪機の購入予算が2,700万円計上されているのですけれども、これとの関係と、何台なのか教えてもらいたいと思います。
- 議 長（傳田創司君） 総合政策課長石坂武君。

（総合政策課長 石坂 武君登壇）

総合政策課長（石坂 武君） 答弁の前に、6月1日付で人事異動がありまして、教育委員会から総合政策課の方に異動しました石坂です。よろしくお願いします。

したがって、勉強不足ということがあろうかと思えますけれども、その辺は予めご容赦願いたいと思います。

5,400万円は、1台でございます。道路交通安全対策事業という中で、雪寒地域道路事業費補助金を充てて5,400万円に対応するというように考えております。

それと2,700万円については、ちょっと私の方で調査しておりませんので、これについては後日対応させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第70号の質疑を終結いたします。

---

### 委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第70号、辺地に係る総合整備計画については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号、辺地に係る総合整備計画については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

### 日程第14 議案第71号 みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第14、議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第71号について、ご説明申し上げます。

本条例の一部改正につきましては、みなかみ町監査委員条例第3条の随時監査に地方自治法第199条第2項の文言を加えることにより、随時監査として行うことができる事務監査を明確にするものであります。また、従来の第5条と第8条は、同じ意味合いを持つ第3条にまとめ、それぞれ第5条、第8条を削除するものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第71号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第71号の質疑を終結いたします。

## 委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号、みなかみ町監査委員条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日程第15 議案第72号 みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第15、議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第72号について、ご説明申し上げます。

本件は、後期高齢者医療制度の導入に伴う改正と、合併以来、据え置かれてきました税率の改正が主なものであります。

まず、後期高齢者医療制度が4月より始まり、新しい制度の給付費は、国・県・市町村で2分の1を負担し、1割を後期高齢者の保険料で、各医療保険で4割を「後期高齢者支援金」として負担することとなっており、平成20年度の広域連合に対するみなかみ町国民健康保険会計の負担額は、3億400万円が見込まれています。この「後期高齢者支援金分」の税率を、所得割2.3%、資産割9.0%、被保険者一人当たりの均等割5千円、1世帯当たりの平等割5千円とし、限度額を9万円と定めるものであります。また、後期高齢者支援金分が増え、国民健康保険税が医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3本立てになったことから、それぞれ限度額を47万円、12万円、9万円とすることとなりました。新制度導入により、国民健康保険税の軽減判定などに不利益が生じないよう措置も講じているところであります。

次に、税率の改正であります。国民健康保険特別会計の現状は、平成19年度決算見込みで、一般療養費の支出が平成15年度に比べて7.75%の伸びで7,771万円の増加する一方、歳入では所得の減少などにより、5.22%の落ち込みで、平成16年度と比較しますと、3,250万円減少しております。合わせて、1億1千万円の負担増となっております。本年度より導入された後期高齢者医療制度の影響により、75歳以上の方が、新制度に移行するために資産税割部分、約3千万円がさらに減少する見込みであります。前年度繰越金及び基金を充当しても、2,300万円の財源が不足する事態であり

ますので、医療保険分と後期高齢者支援金分を合わせて、所得割税率を0.5%引き上げをする必要があります、ここに税率の改正をお願いするものであります。この改正につきましては、みなかみ町国民健康保険運営協議会に諮り、承認をいただいておりますことを申し添えます。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第72号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 議案第72号の国民健康保険税条例の一部を改正するという事で、結局はこれを改訂すると、住民の払う健康保険料は、上がるんですか。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) ケースバイケースでございますけれども、所得割部分に0.5%を上げさせていただく改正でございますので、その部分については、そのままストレートにご負担が増えるということになるかと思えます。また、介護の移行の関係もございまして、介護の方に移行された方は、資産割がございませんので軽減になるということでございまして、合わせて税額の検討をする必要があろうかと思えますけれども、ある意味、資産を多くお持ちの方は下がるケースが生じることがございます。以上でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 国民健康保険税の一部改正案が出されたのですけれども、以前から、条例の改正の時は、新旧対照表を添付して下さいとお願いをしております。追っていけば分かるのですけれども、その方がいろいろ検討しやすいということがあると思えます。

それと運営協議会が開かれて、承認をされたと聞きましたけれども、運営協議会の意見とか、その概要が分ければ、教えて下さい。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) 新旧対照表をご用意いたしましたので、分かり易く別冊で、解説したものをお手元に配付してございます。こちらの方が分かり易いかと思い、ご用意したわけなのですが、用意はしてありますので後でお届けいたします。それから国保運営協議会の方でございしますが、過日開催をされまして、同じ資料に基づいてご説明をさせていただきましたけれども、委員の皆様、概ねご理解をいただきまして、0.5%の税率改正でございますけれども、これにつきましてもご理解をいただいたところでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 了解してもらったということなのですが、全会一致ということでしょうか。

議長(傳田創司君) 税務課長木村一夫君。

(税務課長 木村一夫君登壇)

税務課長(木村一夫君) はい、全会一致でございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 所得割の方は、0.5%上がるということなんですけれども、この意味で

すね。意味で、今払っている所得割が、100%とすると、それが100.5%になるのか、それとも所得の例えば2%なら2%とかが、2.5%になるのかということで、随分、意味が変わってくると思うんですけども、その0.5%上がるということの意味をもう少し詳しく教えてもらえないかと思うんですけども。

議 長（傳田創司君） 税務課長木村一夫君。

（税務課長 木村一夫君登壇）

税務課長（木村一夫君） 国保の場合、2割軽減を取り入れております。

なるべく所得の低い方を救う手立てでございますけれども、応納・応益の割合が50%と50%になるようにしないと、その2割の軽減制度が取り入れられないということもありますので、所得割の部分を0.5%上げさせていただくことによって、その比率の割合を保ったということでございます。この表をご覧くださいと分かると思うのですが、網掛けになっておりますけれども、一つの考え方は後期高齢者の支援金分、これを確保するための税率部分をまず第一に算定の基礎にさせて頂きまして、所得割を除く部分につきましては改正前の税率を振り分けただけでございますが、増加する医療費・給付分、この部分に対応するため0.5%を所得割で乗せて、負担を増やしたということでございます。

9 番（島崎栄一君） 0.5%増えたのですか。

税務課長（木村一夫君） はい。金額にして概ね、2,300万円程度の額になろうかと思えます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第72号の質疑を終結いたします。

## 委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号、みなかみ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日程第16 議案第73号 みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例について

議 長（傳田創司君） 日程第16、議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第73号について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳カードの交付手数料、現行500円ですが、手数料を平成20年度から22年度までの3年間、無料化するとともに、戸籍法改正に伴う根拠条項の整合を図るものであります。よろしくご審議のうえ、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第73号について、質疑はありませんか。

8 番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 住基カードの購入に関する手数料を徴収しないということで、500円をゼロにするわけですから、この点については良いと思いますので、それは異議ないのですが、今現在の住基カードの申請が非常に遅れているから、こういうことかもしれないと思うのですが、実際現状はどうなっているのか、ちょっと把握できないので教えて頂きたいと思います。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 今言われるとおり、4月が発行が7件、5月が2件ということで住基カードの推進ということも含めまして、月20件ほどを推進していきたいということで、ぜひ今回無料化で住基カードの推進を進めていきたいということでございます。

8 番（穂苺清一君） 数字、全体の

議 長（傳田創司君） 8番穂苺清一君。

8 番（穂苺清一君） 月のは分かったのですが、全体で今どうなっているのかってということも知りたかったんです。確かに免許証等が無い人については重宝な身分証明書に変わるわけですから、ゼロ円で購入できるということになればですね、推進されるのではないかと思いますけども、現状がどうなっているのかをお聞きしたいのです。全体でどのくらい進んでいるのか。

議 長（傳田創司君） 保健福祉課長林耕平君。

（保健福祉課長 林 耕平君登壇）

保健福祉課長（林 耕平君） 過去の件数については把握しておりません。現在、今年度については、7件と2件ということで少ないということでもあります。

8 番（穂苺清一君） パーセンテージも分かりませんか。

保健福祉課長（林 耕平君） 分かりません、ちょっと把握していません。

過去の数値等については、調べて報告したいと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第73号の質疑を終結いたします。

## 委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号、みなかみ町手数料条例の一部を改正する条例については、委員会議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

**日程第17 議案第74号 みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定について**

議 長（傳田創司君） 日程第17、議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町 長（鈴木和雄君） 議案第74号について、ご説明申し上げます。

これは、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき策定されました「群馬県地域産業活性化基本計画」に定められた本町の区域内に存する同意企業立地重点促進区域における製造業等の新たな設備投資の促進を図るために、同法の規定により定めるものでありまして、当該区域における工場立地法の環境施設面積率及び緑地面積率を緩和しようとするものであります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第74号について、質疑はありますか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 立地法の準則の第3条なのですが、乙種と表があって、乙種と丙種の附表があるのですが、この4地区については、新規というのはあるのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 乙種と丙種の分けですが、乙種は工業地域または工業用地域相当で、丙種は周辺に住居がない地域で、甲種は当町では該当する部分がなくて、乙種に政所、真庭、それから丙種について栃原、須川平ということで分かれるわけでございます。

この準則を定めない場合には、現行では100分の20以上ということで、乙種、丙種につきましても、両方が100分の20、どちらもですね、緑地率も環境施設の面積割合率につきましては、25というかたちのものが、ご覧のとおりのように緩和されるということでございます。よろしくお願いたします。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありますか。

8番穂苅清一君。

8 番（穂苅清一君） この場合ですが、地方自治体、いわゆる市町村にその権限が委ねられてい

と思うので、市町村がこの緩和の状況を決めれば出来てしまうわけなんですけど、通常、こういう開発もそうですけれども、臨時開発なんかについても一定の緑の区域をいわゆる緑地帯ですかね、そういうものを増やすような形で環境を守り、それと温暖化防止にもなりますので、森林を確保しておくわけですけれども、それを逆に緩和という言葉でもって、そういう区域を狭めていってしまうわけですけれども、今後、こういう風なやり方でその影響というものはある程度考えているのかどうか、その点をお聞きしたいと思うのですけれども。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 当然、環境問題については、大変な問題であろうとは思いますが、この当町の工業適地につきましては、さほど住宅密集地等というものが考えにくいわけで、周りは結構緑地があるかなと。それよりも企業に、より進出していただく方が町としては良いのではないかなという考えで、なるべく企業に来ていただきやすい環境を作ることから、お願いしたいわけでございます。以上でございます。

議長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7番（原澤良輝君） 先程、甲種地域は無いとお聞きしたのですけれども、附則の2条の所に甲種地域の区域の範囲内にある既存工場の場合の例が載っているのですけれども、これは区域の変更をされたということでしょうか。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 附則の甲種でしょうか。

ちょっとお待ち下さい。甲種の区域は無いわけなのですけれども、甲種と記載されていますのは誤りです。乙種に訂正させて下さい。この算式によって面積が算定されるということでご理解していただければと思うのですがよろしくお願ひします。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

1番前田善成君。

1番（前田善成君） 課長の方で、緑地率を下げることによって、企業誘致が有利になるような感じの答弁がされていましたが、現実に今、逆に誘致先を決めている大企業は緑地面積を多く取っている地区に企業誘致をする傾向にあります。その辺の所を考えた中で、緑地、例えば前橋、高崎なんかも20から25%に緑地面積を上げているのに、下げることによって、本当に企業誘致に対してのメリットが出るのかどうか、もう一度お答えの方、お願いしたいのですけれども。

議長（傳田創司君） 地域整備課長岡村章君。

（地域整備課長 岡村 章君登壇）

地域整備課長（岡村 章君） 何件か、今までも、みなかみ町に対する企業適地の問い合わせ等が企業からきておりますが、やはり企業としても、敷地に有効活用と言いますか、なるべく少ない敷地に工場等を建てることによって、投資が抑えられるということから、トヨタなどの大企業については分かりませんが、みなかみ町に取り引きに来ている企業等にすれば、まず効率的な工場建設ということで面積・緑化率等がなるべく緩和されているという方が、喜ばれるというふうに捉えております。以上です。

議長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 先程、附則の件で回答をいただいたのですが、この条自体は既存の工場に対するものなので、ちょっと課長の説明だと違うのではないかなという気がします。

あと、企業誘致をしても、実際の所、非常に最近はパートだとか、非正規の職員が多くなって来ちゃうということで、こういう立地なりの条件を出すときに正社員を多く採用するというような条項を加える意思と言うか、そういう考えについてはどうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 企業誘致の関係につきまして、何社からか引き合いがあります。当然今、原澤議員が言われるようなことは一番望ましいことでしょうね。

しかし、そこで会社、そのものも、それぞれの事情があるわけでございますから、やはり一つの条件を付けてこれをやらなければ誘致をしませんよという一つの姿勢ではなかなか企業は来てくれないのではないかなと。ただ一つの現状については、そういうことはよく理解できますし、できるだけ正社員化して欲しいということ等については、それは言葉でお願いしたいと思っておりますけれども、一つの書面に書いて、どうのこうのと言うことはちょっとこれは出来ないのではないかなと思います。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第74号の質疑を終結いたします。

## 委員会付託

議 長（傳田創司君） お諮りいたします。

議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定については「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号、みなかみ町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規程に基づく準則を定める条例の制定については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日程第18 議案第75号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

議 長（傳田創司君） 日程第18、議案第75号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議 長（傳田創司君） 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第 75 号についてご説明申し上げます。

群馬県後期高齢者医療広域連合の構成市町村間で合併が行われる場合の広域連合財産の処分方法について、広域連合規約に定めたものであります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第 75 号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 75 号の質疑を終結いたします。

これより議案第 75 号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第 75 号の討論を終結いたします。

議案第 75 号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第 75 号、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 19 議案第 76 号 財産の無償譲渡について

議 長(傳田創司君) 日程第 19、議案第 76 号、財産の無償譲渡についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議 長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より提案理由の説明を求めます。

町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町 長(鈴木和雄君) 議案第 76 号について、ご説明申し上げます。

今回、無償譲渡します財産は、JR 上越線上牧駅の駅舎である本屋 1 号木造平屋建て厚型スレート葺き 78.2 m<sup>2</sup>と諸舎 3 号木造平屋建て鉄板葺き 14.9 m<sup>2</sup>であります。

この駅舎につきましては、昭和 60 年 12 月、上牧駅の無人化に伴い、日本国有鉄道高崎鉄道管理局から旧月夜野町が無償譲渡を受け、乗車券簡易委託発売を行ってきたところであります。

しかしながら、平成 19 年 5 月 31 日をもって乗車券の販売を中止し、現在は完全無人化になっている状況であります。建物も老朽化しており、JR ではこの駅舎を取り壊し、もう少し小さな待合所を建設予定であると伺っております。このため以前無償譲渡受けま

した駅舎を東日本旅客鉄道株式会社高崎支社支店長、鎌田伸一郎を相手方として無償譲渡するものであります。

よろしくご審議の上ご議決下さいますようお願い申し上げます。

議 長（傳田創司君） 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

議案第76号について、質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番（前田善成君） 上牧駅自体は、<sup>おかしょうき</sup>陸蒸気の駅として、日本でも数少ない、ああいう形状の駅になってますから、結構観光だとか、地域の旅館の人たちには愛されていて、駅の存続なども考えているということもありますし、今子供さんのお母さんなどのクラブが、そこで会議をしていたりすることがあるのですけれども、それについてご検討の方をいただいたかどうか、お答え下さい。

議 長（傳田創司君） 観光商工課長林昭君。

（観光商工課長 林 昭君登壇）

観光商工課長（林 昭君） 建物が老朽化しているということで、JRさんの方で立て直しをしてくれるという話であります。そういった中で無償譲渡をしたいということでもあります。

利用の仕方について、そういうご意見等がありましたら、今後地域と話し合いをする中で、JRさんと相談をさせていただきたいと思っております。以上です。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第76号の質疑を終結いたします。

これより議案第76号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第76号の討論を終結いたします。

議案第76号、財産の無償譲渡についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。

**日程第20 議案第77号 平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事  
請負契約の締結について**

**議案第78号 平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟  
新築工事請負契約の締結について**

議 長（傳田創司君） 日程第20、議案第77号、平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事請負契約の締結についてから、議案第78号、平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結についてまで、以上2件を一括議題といた

します。

事務局に議案の朗読をいたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。  
町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第77号、78号について一括してご説明申し上げます。

まず、議案第77号の桃野小学校の体育館は、昭和37年12月に建設をされた築45年の新耐震基準以前の建物で、強度にも問題がありますので、教育施設整備計画に基づき、今年度新築工事を実施することにいたしました。条件付き一般競争入札を6月10日に実施した結果、増田三河経常建設共同企業体が、2億223万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

つづきまして、議案第78号は、この4月に開校いたしました新治小学校ですが、18年度より3ヶ年の継続事業で行っており、本年が最終年度であります。

今回、食堂・家庭科室棟の新築工事について、6月10日に指名競争入札を行ったところ、沼田泉経常建設企業体が、9,975万円で落札しましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2件の請負契約締結について、よろしくご審議のうえご議決下さいますようお願い申し上げます。以上です。

議長(傳田創司君) 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第77号について、質疑はありませんか。

9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 予定価格と、何社が入札したのか、教えてください。

議長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) 答弁する前に、私、6月1日より教育課長に就任いたしました青木と申します。よろしくお願いいたします。不慣れで回答がちょっと沿わないところがあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

まず、桃野小学校の体育館工事の入札でございますけれども、予定価格につきましては、1億9,290万円でございます。業者は5社のJVでございます。

なお、この入札については、条件付き一般競争入札ということでさせていただきました。

これは町としても初めての取り組みということで、行ったわけでございますけれども、なかなか初めてで取り組みが難しいところで業者の方にもいろいろご迷惑をかけたところがあったかなと思いますけれども、今後、気を付けていきたいと思っています。以上です。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7番原澤良輝君。

7番(原澤良輝君) 条件付き一般競争入札の公告ということで、5月15日付でホームページにも載せているのを拝見しました。今回の方式はジョイントベンチャー方式に、これは指定したのですか。それに伴って、何か不都合なことみたいなことがあったのでしょうか。

議長(傳田創司君) 教育課長青木寿君。

(教育課長 青木 寿君登壇)

教育課長(青木 寿君) これはJVという条件を付けて行っておりますので、その業者が届出をし

たところであります。業者名につきましては、角屋ダイリン経常建設共同企業体、それから沼田泉経常建設共同企業体、増田三河経常建設共同企業体、萬屋清滝経常建設共同企業体、関本田経常建設共同企業体の5社でございます。先程6社と申し上げましたけれども、5社に訂正願いたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番(島崎栄一君) 以前の諏訪峡の遊歩道、それから無散水の工事等の予定価格で落札率が99.7、99.3%、今回のやつは計算すると99.8%なんですけども、予定価格とこの入札の値段が99%以上ってということで、すごく近いんですけども、それは何か理由があるんですか。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 理由はありません。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) 先程、不都合はなかったのかと質問したのですけれども、何かジョイントベンチャーを組んだ業者が受付をされたけれども、資格がないということで返還されたみたいなケースがあったと聞いたのですが、それはどうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 条件付き一般競争入札をするに当たって、条件が付いておりますので、当然公告をして行っているわけですけども、その条件に入札の参加資格申請をしていただくわけではありますが、そのなかに一点、資格要件の基準日というのがございまして、これが入札の公告の日になっているわけですけども、その日までに入札の町の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていないものについては、資格がないということになりましたので、1社については、公告以後に参加資格の申請が出されましたので、それらについては不適格ということで通知をさせていただきました。以上です。

議 長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 広告の内容なのですが、実際にはみなかみ町に本社を構えているA等級の会社であれば、単独で参加できるような要項だったと思うのですけれども、JVで総て、公告したような話でしたが、その辺についてちょっと確かめたいのですが、よろしくお願ひします。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 特にJVでなければダメだという公告ではなかったと思います。

1 番(前田善成君) ですよ。はい。

議 長(傳田創司君) 7番原澤良輝君。

7 番(原澤良輝君) JVの申請については、期日を決めているのでしょうか。

議 長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 決めてません。

7 番(原澤良輝君) 随時ですか。

総務課長（鬼頭春二君）　　そういうことです。

議　　長（傳田創司君）　　ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8　　番（穂苺清一君）　　この件については、条件付き一般競争入札ということでもって、かねてから入札制度の改善を求めて私もいましたけれども、そういう点ではこの4月から始まったことについては一定の理解はできると思います。

ただ先程来、話が出てますけれども、5社の入札価格については発表されておられませんので。数字言いましたか、各社か。言ってないですよ、確か。それを入れて報告して欲しい、毎回こういうことになるものですから。

議　　長（傳田創司君）　　総務課長鬼頭春二君。

（総務課長　鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君）　　条件付き一般競争入札については、公告で予定価格を表示することになっております。したがって、今回も公告で予定価格を表明しております。

1億9,290万円で、消費税抜いております。

8　　番（穂苺清一君）　　ですから、5社の数字です、それぞれ。それをさっきから言ってる。

みんな同一価格ですか。

議　　長（傳田創司君）　　総務課長鬼頭春二君。

（総務課長　鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君）　　これは消費税抜きの数字でございます。角屋ダイリン経常建設共同企業体1億9,280万円、沼田泉経常建設共同企業体1億9,270万円、増田三河経常建設共同企業体1億9,260万円、萬屋清滝経常建設共同企業体1億9,280万円、関本田経常建設共同企業体1億9,290万円、以上でございます。

議　　長（傳田創司君）　　ほかに質疑はありませんか。

8番穂苺清一君。

8　　番（穂苺清一君）　　あまりにも類似している数字で、ビックリしましたけれども、見積書については、入札の時には一緒に提示しているのでしょうか、図面とともに。設計見積書。

議　　長（傳田創司君）　　総務課長鬼頭春二君。

（総務課長　鬼頭春二君登壇）

総務課長（鬼頭春二君）　　当然取っております。

---

議　　長（傳田創司君）　　暫時休憩いたします。

（11時36分　休憩）

---

（11時37分　再開）

議　　長（傳田創司君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議　　長（傳田創司君）　　町長鈴木和雄君。

町　　長（鈴木和雄君）　　それからですね、体育館について設計したのは3月です。

その後、ご案内のとおり原油等の問題がありまして、鉄骨関係等が極めて高騰してきてまして、これに対しての3月時点と今のズレがありますから、当然、鉄骨関係等の単価が大分違ってきている、現実的にですね。そこで県、国におきまして、これに対してどうしようかということをしていることはご案内のとおりですけれども、やはり

スライドという問題がこれから出てくるのかなということも考えに入れておかなければならないのかなと思っております。大変に厳しい状況にあるようですけれども、県等の指導を受けながら、こういう建物関係等についての対応はしっかりやっていきたいなと思っております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の質疑を終結いたします。

次に、議案第78号について、質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 予定価格と入札の会社の数を教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） 9, 530万円でございます。落札金額が9, 500万円でございます。

議案には、9, 975万円とありますが、これは消費税が入っております。

業社名でございますが、角屋ダイリン経常建設共同企業体、沼田泉経常建設共同企業体、増田三河経常建設共同企業体、木村角田経常建設共同企業体、木内戸部組経常建設共同企業体、関本田経常建設共同企業体の6社でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

9 番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 先程もちゃんと値段教えてもらったんで、6社の値段も教えて下さい。

議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。

（教育課長 青木 寿君登壇）

教育課長（青木 寿君） それでは各社毎に金額を申し上げます。

角屋ダイリン経常建設共同企業体1億200万円、沼田泉経常建設共同企業体9, 500万円、増田三河経常建設共同企業体9, 680万円、木村角田経常建設共同企業体9, 850万円、木内戸部組経常建設共同企業体9, 770万円、関本田経常建設共同企業体、9, 700万円でございます。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 指名競争入札と聞いていますけれども、9日の請負契約に関する町長のレポート説明では予定価格5千万円以上、条件付き一般競争入札ということで説明されているのですけれども、指名競争入札した理由は何なのでしょうか。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 過日のレポートにつきましては、5千万円以上につきましては、要するに条件付き一般競争入札、または指名競争入札ということです。どちらかを選択しますということをお願いした次第です。今回の関係につきましては、やはり現場周辺についての熟知度ですね、それから降雪期までの工事が完了しなければならない、さらにはまた地元企業・地元業者の受注機会の確保、これはレポートに書いたとおりですけれども、この3点を理由として、指名競争入札をしたということでございます。

議 長（傳田創司君） 7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 今の説明ですと、内訳を桃野小学校と新治小学校を入札した業社の内訳を見ると、ほとんど同じということだと思います。そうすれば、現地を熟知している、冬季

までとかという3つの条件というのはクリア出来るのではないかと私は考えるのですけれども、どうでしょうか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 条件付き一般競争入札につきましての導入については、前々からお話ししておりますように、できるものからやっていきたいと私自身もそういうふうに思っています。そしてまた新治小学校につきましては、ご案内のとおり、3ヶ年の継続でやっていますけれども、言うならば当初、指名競争入札でここはスタートしていますから、敢えて条件付き一般競争入札をやはり入れなくても良いのではないかという考え方です。

先程言いましたような3つの考え方を中心として、指名競争入札に決定をしたというのが私の考えです。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) 庁舎の方の改修工事の際に5千万円以上の指名競争入札を行う際には、8社以上の指名業者を選定するというお話があったと思うのですけれども、今回6社ということなのですが、その辺の所は選定基準が変わったのですか。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 特に選定基準は変えてございません。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) そうすれば、8社以上だと思うのですけれども、6社にした理由は何なのでしょう。

議長(傳田創司君) 総務課長鬼頭春二君。

(総務課長 鬼頭春二君登壇)

総務課長(鬼頭春二君) 基準は変わっていないのですが、今回なぜ6社になったかということは、やはり町長も今までずっと言っていることなのですけれども、地元業者育成と地元業社に受注機会を与えるということで6社になったということでございます。

議長(傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

1 番前田善成君。

1 番(前田善成君) そうすれば、地元業社の育成、受注機会ということであれば、地元同士のJVということがまず考えられると思います。その辺がまず含まれていないのと、それと今回、桃野小学校の解体工事の時に萬屋と清滝のJVも入っていたと思うのですけれども、その辺の所も入っていないし、逆に角田建設が入っていたと思うのですが、それは片品の会社だと思うのですけれども、その辺の所についてはどうして、今の答弁ではちょっと違うと思うのですが、その辺の違いについてお答え下さい。

議長(傳田創司君) 副町長腰越孝夫君。

(副町長 腰越孝夫君登壇)

副町長(腰越孝夫君) 選定委員会では、その都度、内容を検討しながら業者の選定を行ってきているわけですが、その中にはやはり個々の業者の実績だとか、いろいろな要項、要件がありまして、そういうものを総合的に判断しながら、適否を決めてきております。その事業に、今回の場合、実績だとか、いろいろなことに重点を置きながら、選定してそういう結果になったと思っております。

- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。  
9 番島崎栄一君。
- 9 番（島崎栄一君） 新聞報道等を読んでいますと、落札率が99%ということだけで新聞記事になります。何で高いのかということで、高いこと自体が問題だっというような、また談合の疑いがあるんじゃないかっというような、その記事を結構よく見ます。今回の78号についても、落札率は99.7%でやっぱ高いんですね。何でみなかみ町のこういうものは、99.7とか、99.8とか、そういう高い率になるんですか。
- 議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。
- 町 長（鈴木和雄君） 業者を指名して、または参加を願って、入札が行われますけれども、それはどうしてこうなるのかということについては、発注者側は答えられないですよ、分からないですよ。それと同時に、先程も申し上げましたように、この設計は3月頃やったものですから、やはり鋼材等の値上げが当初は予測できなかった、今回は原油等の関係でべらぼうに上がっているという関係等から、こういう数字が出るかも分からないですよ。だから我々にすれば、予定価格を決めて、発注して、競争入札をやった結果、それに基づいて仕事をすると、これしかしょうがないわけで、落札率がどうのこうのということについて、我々自身がどうなんだろうとか、またそこに介入することもできないわけがありますから、そういう点をご理解いただけるのではないかなと思うのですけれどもね。
- 議 長（傳田創司君） 教育課長青木寿君。  
(教育課長 青木 寿君登壇)
- 教育課長（青木 寿君） 今、島崎議員の質問は、99.8という予定価格に対する落札金額のお話でございますけれども、設計金額から言いますと、桃野小学校については90.8%、新治小学校については、96.6%の数値になります。ですから、予定価格との差はあくまでも業者の人たちの金額の努力によって生まれるものでありますから、99.何%になるかもしれませんけれども、設計金額からいきますと、そういう数字になるように今回はなりました。
- 議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。  
8 番穂苺清一君。
- 8 番（穂苺清一君） 解せない説明ばかりですね、私にしてみると。  
設計価格と今、予定価格をそういうふうに差を付けていうのもおかしいですし、先程町長が3つの条件やそれとAクラスの8社というのが原則にあるにもかかわらず、6社にした理由も不明であるということで、これでは行政と企業との癒着がどっかにあるのではないかというふうに感じられてしまうんですけれども、そういう点は、どう釈明するのでしょうかね。そういのは答えられないということで、先程、町長言いましたけれども、疑惑が出てくるからこそ、公明な答弁を。  
理解が出来ない答弁なんですよ、私にしてみると。質疑に対してですね。  
町長自身の3つの条件にしても、Aクラスの8社がいわゆる入札させる場合の最低限度の指名業者であるということからしても、6社で終わっている理由についても、鮮明でないわけですね、理由が。だから、そういう点で考えると、今までずっと、私もこういう建設工事等の入札については、公明性が、公平なやり方が必要であるということで、透明性のある、そういう入札制度として、条件付きであったにせよ、一般競争入札を主張してきたわけなので、そういう点では、今回初めて制度の一つが出来つつあるかなという感じを今したわけですよ。

それでこの前、町長も5千万円未満のものについては、指名競争入札ということでもって、一つの条件を付したわけですがけれども、そういう点からしても、この2つのあれを見ると、随分まだ開きがあるなという感じがするものですから。ですから、業者と行政との癒着が感じられてしまうような、こういうやり方、確かにもう100%に近いわけですし、そういう点でそこら辺を排除する意味で私は兼ねてから親族関係の行政のトップにいる人との、親族関係のある連携のあるような親族企業に対しての指名はやめるべきだということも言ってきておりますけれども、そういう点でのことが今回の場合にもあまり活かされていないわけですからね、もともとね。ですから、そういう点で島崎議員も今言われましたけれども、疑問に対して、もっとすっきりした形でお答え願えないでしょうかね。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 業社との癒着という、私が一番嫌いな言葉ですがけれどもね、ただそう言うのなら、どこにそういうことが感じられるのかですね、はっきり言ってもらって良いですよ。それと私はこの前にレポートで出しましたけれども、結局、こういう時勢でありまして、地元業界も大変である、しかし行政というものは、除雪から始まって災害等を見れば分かるとおり、そういう関係者とそのある時には、災害等について大変にご苦労をいただいているわけでありますから、やはり地域の地元業者の育成と言いますか、そういうことについてもやはり考えていかなければ、これから町そのものが成り立って行かなくなるだろうということも一面考えています。

それと地方分権の時代になりまして、よく言うておりますように、自己決定、自己負担、自己責任という一つの時代になりますから、要するにこの町そのものは、国があって県があって、町があるという感覚ではなくて、一つの地方政府としてやはり考えていくことがこれから大事だと思います。したがって、地域内経済というものを念頭におきながら、事業発注等もやっていくことが、私はこれから地方分権の時代に町が生き残れる一つのまちづくりの進め方であろうと、こういうふうに理解しております。

今回につきましては、条件付き一般競争入札にしました。そしてまた指名競争入札につきましても、該当する業者を指名して、競争入札をしていただきました。言うなれば、はっきりとした競争性というものがそこにあるわけですから、そこに出た結論というものに基づいて発注することで私は問題ないと思うのですけれども。だから、いろいろと疑問点がありましたら、どんどん突いてもらって結構ですし、どんどん言って下さい。

で、やっぱり、私は公平公正を一つの旨としてやっていますから、その点も一つご理解いただくなかで、こういう問題を進めて行って欲しい、と同時にこれから来年のことについても、先程行政報告で言いましたけれども、耐震の関係で6校の耐震補強が出ますよね。恐らく耐震補強についてはこれは何千万という一つの金額になると思うのですけれども、ではこういうときにどうにしようか、やはりそういうことを考える中で、あのレポートも出ているのですけれどもね、だからこれらを地元業者の方々を受注の機会を与えることを念頭に置きながら、どうにすべきか、これから大いにまた議論をしていこうじゃないですか。で、やはり納得のいく中で事業発注したいですからね。業者との癒着がどうのこのなんて言われるなかで、こういうのはしたくはないですよ。

したがって、今日はこうやって議案でお願いしておりますけれども、この議会中でも結構ですし、それ以外でも結構ですし、やはり公平公正の中で、こういう一つの事業が発注できるように、いろいろ議論していきたいし、またそういう場を作ってもらいたいと、そんな感じしております。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

7 番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 3月議会の時に、2つ指名競争入札が出て、8社を指名するというところで説明をしながら、1社については辞退されたので、7社で終わった経過があります。そのときも7社というのは、そういう前提からしておかしいのではないかと思ったところです。今回は、条件と指名の差はありますけれども、6社と5社ですか、そういう形になっています。JVを組み合わせにすると、8社というのは、無理なのではないかという気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 要項から行くとそういうことになるんですよ。

だけど、敢えてちゃんとした競争性が保たれる中で、やはり補助基準に合うところの競争性を持つ中で執行できれば、私はあんまりこだわらなくても良いのではないかと思うのですけれどもね。

例えば、5社とかになったとしますよね、あくまでも8社だということで、ではその3社を言うならば、仮にゼネコンなどを入れたとしますよね、それで8社になって競争入札をやったら、入ってきたゼネコンに持って行かれちゃったという、これではまた上手くないですよ。だから、一つの要項なら要項で定めていますけれども場合によったら、こういう一つの区域の中での業者ですから、8社なら8社、6社なら6社、そろわない場合があると私はある思います。そういうときには、やはり臨機応変に対応していくことが、これから大事なのではないのでしょうか。そういうことは、行政と議会とちゃんとした話し合いの中でやっていけば良いわけですから、隠し事があっては上手くないし、ちゃんと公平公正の中で発注できる体制が取れば良いわけですから、あんまりこだわらなくても良いのではないかと思うのですけれどもね、それはどうでしょうかね。

要項なら要項が今ありますけれども、私は今、そんな感じを持っていますけれどもね。

議 長（傳田創司君） 7番原澤良輝君。

7 番（原澤良輝君） 3月の時は確か8社というのを非常に強調されていたのですよ。3月議会の時に。それで今回はそういう形で5社という形になっているので、8社というのをそれだけ強調していたのに、いきなり5社ということになると、比率からするともの凄く減っちゃってるわけですよ。そここのところはだから、JVを組まないと出来ないようにしちゃおうと、今度は8社なら8社という数がそろわない。

例えば、実際の工事なんかを見ていると、組んだとしても、それが下請けみたいな形になっちゃっているわけですよ。だから実際にそういうJVを組んだ効果があるのかどうかみたいな感じもしてるんで、そうでなくて、そういうことがあれば、無理にJVにしなくても単体で出来るのだから、それでも良いのではないかということです。

議 長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

町 長（鈴木和雄君） 例えば、JVを組まないとですね、町だけの場合は、3社くらいしかありませんよね。では沼田などを入れて5社とか6社とかってなってしまうわけですね。

そうすると私の考えと、地元なら地元を受注機会を与えるというのが遠くなる可能性がありますよね。だからそういう機会を多く取るために、与えたいがために、地元の業者とJVを組んで参加してくれというのが、言うなればそれが3社が5社になり、6社になり、7社になるわけでしょう。地元の企業に優先的にそういう機会が与えられるわけですから。

私はそういうので今一番良いのではないかと思うのですけれどもね。

それと先程、来年の話になりますけれども、学校の耐震の話をしました、6校出ますよね。その時に、ではどういう入札をするかということなのですよ、率直に言いまして。

できれば、この6校を6社にやってもらいたいですよ。では6社にやってもらうためにどういう入札方法を取っていけば良いのか。要するに、自分でそれを落札した業者は降りていってもらいと、最後は1社とか、今言った要項に途中から全然合わなくなっちゃうという場面が出てくるわけですから、そういうときにはどうにしようかなというのは思っています。だから、これから再三申し上げますように、地元にはやはり受注の機会を与えるということを念頭に置きながら、どうやっていくのが一番良いのか、そういう一つの視点でこれからこの請負関係等については議論していくのが、どうでしょう、そういうのが良いと思って、この前のレポートをああい風に出しているわけですけどもね。

議 長（傳田創司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第78号の質疑を終結いたします。

これより議案第77号について討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） 次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（傳田創司君） ありませんので、これにて議案第77号の討論を終結いたします。

議案第77号、平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」、「異議なし」、両方の声あり）

議 長（傳田創司君） 異議がありましたので、議案第77号、平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（傳田創司君） 起立多数であります。

よって、議案第77号、平成20年度みなかみ町立桃野小学校体育館新築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

議 長（傳田創司君） これより議案第78号について、討論に入ります。

まず、反対討論の発言を許します。

7番原澤良輝君。

（7番 原澤良輝君登壇）

7 番（原澤良輝君） 平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結について、反対討論を行います。

町長は、6月9日の議員総会の冒頭、町の活力を生む請負契約を出したレポートを見ました。そのなかでこれから実施を考えている主立った事業の一つとして、新治小学校の残工事を上げ、入札方法として、5千万円以上の大規模工事は条件付き一般競争入札と説明をしました。本工事は、予算書の規模では2億3千万円、予定価格も確実に5千万円を超えております。町長のレポート自体を了承したわけではありませんし、日本共産党として

の見解は別に示しますが、今回の入札方法は町長が6月9日に自ら示した方法とも若干矛盾もしております。本工事の内容や条件についても、条件付き一般競争入札を採用すべきであるということをお願いして反対討論といたします。

議 長(傳田創司君) 次に、賛成討論の発言を許します。

2番阿部賢一君。

(2番 阿部賢一君登壇)

2 番(阿部賢一君) 議案第78号、平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結について、賛成の立場で討論を行います。

すでに町長より提案理由でも説明されたとおり、この小学校の建設は、平成18年度よりの3ヶ年継続事業であり、本年度が最終年度になるわけであります。

また、同小学校の建設事業の推進につきましては、これまでも議会において、責任ある立場において、承認をされた継続事業でもあります。

何よりもこの4月1日に新治小学校として開校をした現実があります。本年度につきましても、早期に完成をしていただきまして、同校舎を利用している次世代を担う児童のためにも、より良い教育環境を整えることが私たちの責務であると考えております。

以上申し上げまして、町立新治小学校食堂・家庭科室等新築工事請負契約の締結については賛成をするものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

3番林一彦君。

(3番 林 一彦君登壇)

3 番(林 一彦君) 議案第78号、平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結について、賛成討論をいたします。

新治小学校は、4月4日に開校し、7日に新入生を迎え、児童数364人の利根郡で一番児童数の多い小学校となり、子供たちは夢と希望を持ち、生き生き伸び伸びと学校生活をおくっております。旧校舎の追加解体も粛々と進んでおり、施設面、児童安全面ともに早期の工事完了を児童、そして保護者、地域の人々が待ち望んでおります。

よりまして、議員の皆様におかれましては、新治小学校児童の健やかなる成長と教育環境の充実に温かい理解とご協力をお願いいたしまして賛成討論といたします。

議 長(傳田創司君) ほかに討論の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(傳田創司君) ありませんので、これにて議案第78号の討論を終結いたします。

議案第78号、平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結についてを起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(傳田創司君) 起立多数であります。

よって、議案第78号、平成20年度みなかみ町立新治小学校食堂・家庭科室棟新築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

議 長(傳田創司君) この際、休憩いたします。13時15分から再開いたします。

(12時12分 休憩)

---

(13時16分 再開)

議長(傳田創司君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(傳田創司君) はじめに総合政策課長より、報告事項の確認と訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

総合政策課長石坂武君。

(総合政策課長 石坂武君登壇)

総合政策課長(石坂 武君) 先程の議案第70号、辺地に係る総合整備計画について、原澤議員より質問を頂きました。その関係で除雪機の購入についてなのですが、今年度予算によりまして、1台購入ということで、計画期間にあります24年度までにさらに1台ということで、2台という計画をしておりますので、その旨で訂正をお願いいたします。よろしくお願いたします。

---

**日程第21 議案第79号 平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について**

**議案第80号 平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について**

**議案第81号 平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について**

議長(傳田創司君) 日程第21、議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)についてまでは、関連する議題でありますので、以上3件を一括議題といたします。

事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(傳田創司君) 朗読が終了しましたので、町長より一括して提案理由の説明を求めます。町長鈴木和雄君。

(町長 鈴木和雄君登壇)

町長(鈴木和雄君) 議案第79号から、議案第81号まで一括して説明させていただきます。最初に**議案第79号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,576万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を126億3,343万2千円とするものであります。

歳入補正の主な内訳は、分担金及び負担金293万8千円の増額は学校給食費の値上げに伴う増額であります。

国庫支出金1,970万8千円の増額は、認定こども園整備事業費の増に伴う集落活性化推進事業補助金の増額であります。

なお、当初予定していた合併補助金についても、全額この補助金に振り替えましたので、合併補助金は、今後の補正予算で活用する方針であります。

繰入金277万9千円の増額は、教育環境整備基金繰入金であります。

町債1, 810万円の増額は、認定こども園整備事業に係る合併特例債の増額であります。繰越金の増額であります。19年度決算における剰余金が予想以上に増額される見込みでありますので、今回の補正にあたって必要となる一般財源3, 216万7千円を増額計上いたしました。

歳出の主なものですが、2款総務費では、1項総務管理費46万1千円の増額は、沼田エフエム放送に対する行政情報及び認知症徘徊放送の委託料などであります。

2項徴税費1, 544万1千円の増額は、昨年7月の中越沖地震により刈場原子力発電所が長期間停止したことに伴い、東京電力がその復旧費や、他の電力を確保するための経費が嵩み、28年ぶりに赤字となり、予定納税されていましたが法人町民税を還付する必要が生じたためであります。

3款民生費では、2項児童館費203万1千円の増額は、正規職員の人事配置ができなかった第二保育園の臨時保育士の賃金等であります。

4款衛生費で1項保健衛生費51万1千円の増額は、本年度より妊婦検診の回数を3回から5回に増やしたことに伴う健康情報システムの変更に要する経費等であります。

6款農林水産業費では、1項農業費132万4千円の増額は資源保全対策事業費59万7千円などあります。

また、2項林業費は97万円の増額補正であり、この中には森林整備隊協議会負担金50万円を計上しております。これは谷川連峰・水と森林防人宣言の具現化にあたり、森林整備を実施する組織の設立や美しい森林づくりの計画策定等に必要の調査研究を進めるための予算であります。

なお、実施にあたっては町が主体となって協議会を立ち上げて、国・県の関係機関や主旨に賛同する民間に協力を呼びかけて参りたいと考えております。

7款商工費では、2項観光費で観光施設総務費を229万2千円増額していますが、これは観光振興計画策定委託料200万円の減額と、真沢の森の指定管理にあたり、町の責任で修繕する部分に要する工事費429万2千円の増額であります。

8款土木費は、2項道路橋梁で町道湯の町～北町裏線道路改良事業費300万円の増額であります。

この事業に必要な用地・補償については、地元の猿ヶ京区で対応することになっており、町は工事費のみを計上しましたが、まちづくり基本条例の柱に町民の参画や協働を掲げていますが、本事業はこの条例を育てる先駆的な事業であり、これを契機に町民と町の協働による町づくりが普及されることを期待している次第であります。

9款消防費では、1項消防費136万6千円の増額は、主に消防団員交流事業等に要する費用であります。

現在、消防団の出動体制は旧町村単位の方面方式を採っており、組織全体の行動は点検等の年間行事のみとなっております。このため、町内で広域的に発生した災害時の対応に苦慮することが懸念されます。この交流会により、組織全体の融和と協調が図られ、円滑な消防団活動が実施されることを期待しています。

10款教育費では、5項幼稚園費4, 065万円の増額は、主に認定こども園整備事業費の増額によるものであります。この事業については、昨年度よりハード、ソフトの両面から検討を進めてきましたが、施設整備にあたって、建物の用途を小学校から児童福祉施設へ変更する必要が生じました。事前協議を行ったところ、消防法や建築基準法により、空調や消防設備等、新たな設備工事を追加するよう関係機関より指示を受けておりますの

で、工事費の増額をお願いするものであります。また、8項給食センター費295万7千円の増額は、給食費の値上げに伴う賄い材料費の増額であります。

ところで、当初予算では、企画費の地域づくり費として2,153万1千円を予算措置しておりますが、この中には、合併後の新生「みなかみ町」を活性化するために必要な費用が含まれています。ご案内のとおり、来年の1月からNHK大河ドラマ天地人が放映されますが、このドラマは、名胡桃城や三国街道など、みなかみ町にゆかりの深い上杉家の家臣「直江兼続」を主人公とするドラマであり、ぜひこの機会に「観光交流の活性化」や「ゆかり地の広域連携化」を図りたいと考えています。

幸いNHK関係者との交流もありますので、多様な参画による「地域づくり」を通して、町民が愛郷を深め、自信と誇りを持って、夢のある町づくりの展開が実現できるよう努めてまいりたいと思います。

なお、具体的な事業化にあたって増額補正が必要となる場合は、9月補正で対応いたす予定でありますので、一つよろしくご説明申し上げます。

次に**議案第80号**について、ご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,055万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億1,455万4千円とするものであります。

歳出ですが、当初予定していなかった前期高齢者納付金が発生したため、4款前期高齢者納付金等を39万6千円増額補正しています。また、老人保健医療の実績が予想よりも大幅に上回ったため、5款老人保健拠出金を4,015万8千円を増額補正させていただきました。

一方、財源については、1款国民健康保険税を1,700万円、2款国庫支出金を2,054万7千円、5款県支出金を300万7千円、それぞれ増額補正して対応したいと考えております。

次に**議案第81号**について、ご説明申し上げます。

既決予算の資本的収支の支出を450万円増額し、資本的支出総額を2億6,253万5千円とするものであります。この補正は、まちづくり交付金事業による水上駅前主要地方道沼田～水上線無散水消雪設置工事に関連した水道管理設工事であり、荒木菓子店から関越交通駅前営業所付近までの延長107メートルにポリエチレン管を布設するものであります。

なお、この工事を無散水消雪工事に併せて実施することにより、工期の短縮はもとより、掘削、埋戻し、舗装復旧等に要する経費が節減できることから、急遽補正の措置をさせていただき次第であります。以上が概要であります。

よろしくご審議の上、ご議決下さいますようお願い申し上げます。以上が概要であります。

**議長（傳田創司君）** 町長の提案理由の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。

まず、議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（傳田創司君）** ありませんので、これにて議案第79号の質疑を終結いたします。

次に議案第80号、平成20年度みなかみ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

8番穂苅清一君。

8 番 (穂苺清一君) 国民健康保険特別会計補正予算ですが、今の説明の中で、前期高齢者の納付金が計上されていて、当初予定されていなかったってということなのですが、3月の段階で、すでにその制度については分かっていたと思うので、3月の議案の中でも論議がされて、私もちょっと発言した覚えがあるのですけれども。そういう点で、改めてこれをあれしたのでしょいかね。ちょっとそこら辺を聞きたいと思ったのですけれども。全く知らなかったというわけなのでしょう。

議 長 (傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長 (林 耕平君) 当初予算の時期、3月もそうなのですが、前期高齢者の納付金というのは発生しないと言っておられたものですから、今回、支払い命令が来まして、そういった実態が出てきたということで、申し訳ないのですが、今回補正をお願いしたところでございます。

議 長 (傳田創司君) 8番穂苺清一君。

8 番 (穂苺清一君) そうすると知らなかったってということで、理解すればいいのでしょうか。ただ、総体として対象がどのくらいだったのか、把握はされているのでしょうか、対象者。

議 長 (傳田創司君) 保健福祉課長林耕平君。

(保健福祉課長 林 耕平君登壇)

保健福祉課長 (林 耕平君) 前期、ですから項目にもありませんでしたものですから、支払が発生するということ自体が分からなかったということでございます。今回、支払が出てきて、項目も新たに作っていただいたというのが現状でございますので、そういう理解をお願いしたいと思います。前期高齢者につきましては、65歳から74歳までの方を指しております。ただ、後期高齢の方に127名ほど移動されておりますので、はっきりした数字は申し上げられません。また、差し引いた数字でお答えいたしたいと思います。

議 長 (傳田創司君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第80号の質疑を終結いたします。

次に議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ありませんので、これにて議案第81号の質疑を終結いたします。

## 委員会付託

議 長 (傳田創司君) お諮りいたします。

議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)についてから、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算(第1号)については、「委員会議案付託表」のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (傳田創司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号、平成20年度みなかみ町一般会計補正予算(第3号)について

から、議案第81号、平成20年度みなかみ町水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、「委員会議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

## 日程第22 一般質問

### 通告順序第1 9番 島崎 栄一 1. 水道料の5%割引

議長（傳田創司君） 日程第22、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

本日は、6名のうち、2名の方の質問を順次、許可いたします。

まず、9番島崎栄一君の質問を許可いたします。

（9番 島崎栄一君登壇）

9番（島崎栄一君） 通告に従い一般質問いたします。

水道料の5%割引を求める一般質問です。

水道料の滞納がありますと、その分収入が減り、水道会計に悪影響を与えます。

逆に滞納がなくなれば、水道会計が改善します。さらに滞納取り立てに職員が当たるということは人件費というコストが発生します。

滞納整理という後ろ向きな仕事ではなく、もっと住民サービスが向上する前向きな仕事をしてもらった方が町民のためにもなりますし、職員の働きがいもあると思います。

これから職員数が減る中、いつまでも滞納整理室に何人も職員をさくわけにはいかなくなります。町民に協力を求めましょう。料金を進んで納めてもらいましょう。

町は、水道料をきちんと納めてくれる町民に対し、感謝の気持ちとして料金を5%割引しましょう。料金はきちんと納めるというモラルを向上させ、みんなで町の行政コストを引き下げ、同じサービスならより安く提供できるようにしましょう。

水道料金は年間4億2千万円ほど、5%は2,100万円です。滞納整理に当たる職員が3人分の人件費ぐらいではないかと思えます。

みんなで住みやすい町を作っていきましょう。2千万円を割り引くことによって、水道料を集めるか、2千万円を滞納整理のコストにかけて水道料を集めるかというなかで、安くして水道料を集めるというふうにすればですね、同じ2千万円というコストで町民も安くなって喜ぶますし、職員もですね、また違った仕事もできて有意義ではないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 島崎栄一議員のご質問にお答えいたします。

水道料金納入者に5%の割引制度を作ったらどうかというご質問であります。

本町、水道事業の給水人口は、平成18年度に比べ、19年度は上水道事業で265人、簡易水道事業で174人の減少となり、有収水量も上水道事業で21万3,495トン、簡易水道事業で3万3,702トンの減少となっております。これは給水人口の減少よりも、節水が大きな要因であると思えます。

平成19年度は、水上地区の料金を1トン当たり20円の値上げをしましたが、大口利用者の節水等から期待した料金の伸びはありませんでした。また、前年度並みの収入を期待

しても、その年の天候や景気等に左右され、計画通り営業実績が上がっていないのが現状であります。

このような中で、水道事業は町民のライフラインであり、運営に当たっては町民の協働と連帯で成り立つ事業であります。その基本をなすのは水道料金であり、従って料金の未納は大敵であり、その対策に職員一丸となって取り組んでいるところであります。

例え「後ろ向きな仕事」と言われても、未納がある限り滞納整理を続けていかなければなりません。

本町の水道事業は県内でも経営状況の厳しい事業体ではありますが、そこからの脱却は使った使用量は必ず支払う姿勢が肝要であり、未払いはその分を他の町民が負担している事を認識してほしいと思います。

従って、これからも施設の改善と経営の健全化に努めると共に、水道料金等の未納対策は生活環境課を中心に、各課との連携を図りながら進めて行く考えであります。

次に行政コストの引き下げと、水道料金をきちんと納めてくれる町民に対して、5%の割引制度を導入してはとの質問であります。

行政コストの削減については、一般家庭の検針を1ヶ月検針から2ヶ月検針に変更し、検針員賃金の削減を図っています。

また、水道事業等の滞納整理は、生活環境課職員と滞納整理室職員2名が週2日間にわたり、施設管理等の業務と両立して行っております。

滞納整理は「滞納整理室」の設置以来、地道に行っておりますが、最近では町民との信頼関係もできて、料金の支払いや分納誓約に理解を示す人が徐々に増えてきております。

また、「水道料金納入者に5%の割引制度ができないか」との質問ですが、これは企業的発想では、割引制度を導入して徴収率のアップを図る考えはあると思いますが、行政としては適切ではないと思います。

なぜならば、水道事業は国・県の補助金や起債を受けて施設整備をし、受益者である町民から使用料を頂いて運営している特別会計の事業であり、料金徴収のみの目的で割引をする事は好ましくないと考えます。そこで料金割引につきまして、全国的に調べてみましたが、水道料金の口座振込者に対して振込手数料の割引はありますけれども、料金の割引は確認できませんでした。県にも問い合わせをしましたが事例はなく、「日本水道協会調査部」へ照会したところ、割り引くことは違法ではないとの見解でありました。しかし、完納することが当然であり、現在、未納者に対しては、水道法に基づく給水停止を行うのが通例である旨の指導を受けました。

言うまでもなく、水道事業は町が経営する事業であり、その運営に必要な経費は町民からの水道料金で賄われ、原則「独立採算性」で運営されています。従って、運営のための経費は、施設整備や維持管理の費用の他に、減価償却費、赤字額の解消などが含まれて水道料金が決定されています。ご案内の通り、現在は町村合併による水道料金の統一化に取り組んでいますが、水上地区の料金は昨年度に引き続いて、今年度も1トン当り20円、更に来年度は15円の値上げをして、全町1トン当り110円に統一し、町内同一条件で水道事業を行う事にしております。

更に、昨年は公認会計士を含めた「上下水道経営改善検討委員会」を設立して、経営診断を含めてご指導を頂きましたが、その総括意見は、「老朽化した施設整備と累積赤字等の解消は急務である。従って、料金の値上げは必定であるが、単年度の実施は無理が予測されるので段階的に取り組み、平成24年度までに1トン当たり150円にされたい。」とす

る内容でありました。この内容は広報等で町民にお知らせしましたが、町民からは「水源地にいて1トン150円とは余りにも高い。何とかならないのか。」と、鋭い批判と悲痛な声が寄せられています。

しかし、景気の低迷から観光客の減少、水道会計の多額な赤字、更には面積が広く集落が点在し、投資に見合った収益が望めない状況など、我が町は多くの課題を抱えています。

その中であって、利根川源流の町「みなかみ」は関東平野を潤し、ダムや発電所によって、国民生活と日本経済を支えているのも現実であります。

私は3月議会的一般質問で「河川流水占用料」の話をしました。我が町にあるダム、発電所等は、「河川流水占用料」という大きな財源を生んでいます。

しかし、現在は河川法に基づき、群馬県が徴収をしています。そこで、私は河川法を改正して、当該自治体が徴収出来るように国交省始め関係機関に働きかけているところであります。併せて、私はダム・発電関係市町村全国協議会の常任理事でありますので、協議会に集う仲間達と一緒に河川法の改正に取り組んでいるところであります。これが実現しますと、3億円を超える財源が本町に移譲されます。

新生「みなかみ町」が生き残れる道は、地方分権と「道州制」の導入にあると思います。

国は今後、更なる構造改革を進めることが予測されますが、どのような事態に遭遇しても、これを乗り切れる強靱な体質が求められます。それは地方分権であり、税財源の移譲であります。この時に「流水占用料」の移譲は急務であり、私は地方自治に参画した集大成として、実現に向けて努力する決意であります。そして、財源移譲の実現によって、水道料金等の軽減が図れることをお願いいたしておるところであります。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) みなかみ町は、新治、月夜野、水上ということで3町村が合併してできました。それぞれが110円、110円、55円ということで、水道料だったと思います。

その平均は、人口の割合、月夜野は多い、水上は少ないっていうんで、そういうのを計算してですね、平均が96円、旧3町村の水道料の平均は、計算すると1トン96円、21年度には110円に統一されるということは、合併前に比べて10円ぐらい上がるということです。5%と言うと、大体105円です。ですから3町村の平均の96円よりは実は5%割り引いた105円の値段でも10円ぐらいは上がるということです。そういう意味では、価格としても妥当なのではないかと思えます。

合併して良いことがありました。私なんかは、議会に出ていて、町政を見ていてですね、合併して良かったことも結構あると思っています。ただ、住民の中にはですね、合併して何も良いことがねえっていう人が、結構多い、これも事実ですね。そういうイメージを今与えてしまっているという中であって、このもしですね、110円か105円になったらですね、旧水上は値上げになってしまうんですけども、月夜野、新治の人たちはああ合併したら水道料下がったんかっていうことで、合併して良かったという思いを抱いてくれるのではないかと思うんですけども、そういう点でもですね、この5%値下げして、105円にするということは有意義な話ではないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町長(鈴木和雄君) 公共料金はですね、それは安い方が良いと思うんですよ。

だけれども、要するに水道事業について、先程も言いましたように、経常経費を含めて、それから赤字額の解消等をするときには、それなりの財源が必要なわけです。

したがって、料金を下げれば、必要な財源がますます差が出てしまうわけでありますから、現状から見れば、開いてしまうわけですから、結局は今良くて、それは先送りになってしまうわけですね、いつかこの問題は解決しなくてはならない。したがって、先程も言いましたように、それは段階的にやはりいろいろな状況を見ながら、一步一步改善をしていくという姿勢が必要なのだらうと思います。

したがって、検討委員会等でも、答申を頂いていますけれども、そういう考え方を尊重して取り組んでいくしかないのではあるかと思えます。5%の削減については、確かに民間ではそういう発想を持ちますよね。確かに持ちますけれども、それはだけれども、行政ではやっぱり無理なのではないのですか。要するに自己資金、自分の資金だけでやっているわけではなくて、国から補助金をもらって起債を受けて、やっている事業ですから、こんなに苦しい町の水道会計の中にありながら、なぜ5%も削減するのだと、逆に関係機関から批判されるのではないかと思うのですけれどもね。以上です。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 民間の発想ではないかということですが、民間の発想だと思います。

民間の発想でも、良いことは取り入れた方がいいと思います。前の回答の中でもですね、未納はあってはいけないということで、その未納を無くすように努力してますということで、答弁ありました。約2億円ぐらいですかね、1億5千万か、2億円ぐらいが、その年度をまたいだりすると滞納金額、未納金額、動きますんで、ちょっと正確な数字は分かりづらいんですけども、まあ1億円以上はあると思います、2億近く。その未納を無くしたいと、無くした方が良いという中で、滞納を全部、例えば10万円滞納があった人が、それ全部納めちゃえば次からは110円でなくて105円になって安くなりますよ、だから滞納はやめてもう今までの分、さっさと納めた方が得ですよという話を職員ができると思うんですね、こういう制度にすると。そうすると、未納金額を減らしやすい、職員が、町民、滞納している人たちに説得する時にやりやすい、滞納しない方が得ですよという訴えかけが出来るということで、未納金額を減らしやすくなるのではないかと思います。2千万円安くすることによって、2億ある滞納がですね、毎年3千万、4千万減って、収入こうに入ってくればですね、経営的にも得ではないかと思えます。

先程、返事の中でですね、値段上げたら節水されてあんまり料金が増えなかったという話もあります。ですので、むやみやたらに上げることばかり考えずに、どうやって町民の協力をもらおうかという方にやっばもう少し努力してった方がですね、実は水道会計の改善にもつながるのではないかと思うんですけども、どうでしょうか。未納を無くすためにも、こういう仕組みを作った方が未納を減らしやすいと思うんですけども。

議 長(傳田創司君) 町長鈴木和雄君。

町 長(鈴木和雄君) 今、こういう景気の時代ですから、公共料金はできるだけ安いように無理なく支払いが出来るようにですね、いろいろと心がけることは大事だと思います。

したがって、この料金値上げ等につきましても、できる限り長いスパンでこれをやろうということで今取り組んでいるところであります。今、島崎議員が言われているのは、早く払わないと1トン当たり110円なりを140円なりをという話、だから今払っちゃった方が良いのではないかという話ですね。

9番(島崎栄一君) いや、滞納が少しでも残っていると、110円の料金を払わなくちゃいけないんで、もう例えば、あと20万円だとすれば、払っちゃうと次から払う5万円が5%引きで安くなるから、もう残しておかない方が良いですよ、払った方が良いですよつう

話ができるということです。

町 長（鈴木和雄君） そういう話ですね。ただ、だけれども、5%割引くってということは、実際のところできると思いますか。できるとすれば、全国でこれを既にやっているんじゃないかねえ、どこもやっていないよ、これ。それはやはり先程答弁した繰り返しになりますけれども、やはり国から補助金をもらい、起債を受けてやっているから、やっぱり公共事業ですから、公共事業は各自治体の判断で勝手にそういう奨励策を決めてやることは、やっぱりできないと思うのだけれども。できないと思いますけれどもね。だから、どこもやっていないのですよね。

だから、結局は要は滞納を作らない、そういう努力をすることはそれは島崎議員が今言われるとおおり、一生懸命これはやらなくてはならないと思います。

したがって、そういうことに努力しながらも、何とか軽減策を図りたいなということで流水占用料の問題に今取り組んでいるわけですよ。だから、このお金が上手く財源移譲されれば、これは極めて大きな一つの軽減策になろうと思うしね。私の集大成として、これは何とか方向付けをしたいなというふうに強く思っているところなのです。

したがって、議会におかれましても、これに対する取り組みをですね、これからやって行く上に当たりまして、いろいろとご支援ご協力を願えれば有り難いなと思っています。

そういうことであります。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 現在ですね、水道ですね、料金の徴収に当たり、滞納した場合の延滞金というのはないのですよね。

議 長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。  
（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

生活環境課長（鈴木初夫君） 延滞金はありません。

議 長（傳田創司君） 9番島崎栄一君。

9 番（島崎栄一君） 延滞金がないということはですね、制度設計上、こう滞納が生まれやすい水道の料金設計になっていると思います。

例えば、5万円、商売していて多くて2ヶ月で10万円払う業者があったとします。それを2ヶ月先に延ばしても、4ヶ月先に延ばしても10万円ということは、利払いのことを考えれば、払わない方が得という制度の問題ですね。

さらに、例えば2年の時効があつて、それをどんどん、どんどん引き延ばして、どんどん、どんどん滞納をねばってれば、最終的には不納欠損で債権放棄してもらえないんじゃないかなつう、そういう悪いことも考えちゃうかもしれない。そういうことを考えて、ねばってても、延滞金というペナルティがないから平気な制度ということです。滞納が生まれやすい制度設計なんじゃないかと思いますんで、その辺の改善をした方が良くないかという意味もあります。

そういう中で滞納した人に、延滞金をかけるのか、それともちゃんと払ってる人にちゃんと割引きするのかっていうと、前向きな話とすると、やはりきちんと払った人の方が5%割引きになりますよという、そういう前向きな話の方が良いんじゃないかということで、こういう提案になっています。制度上の問題点というのもあると思いますんで、その辺のことを改善した方が良くないかと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長（傳田創司君） 生活環境課長鈴木初夫君。  
（生活環境課長 鈴木初夫君登壇）

**生活環境課長（鈴木初夫君）** 実は料金の決定というのは、供給規定というのがございまして、3年に1度ぐらいずつ見直ししなければならないわけなのですけれども、これに伴って料金の方が決定されております。ですから、総括原価をベースとして、料金をいくらというものを決めておりますので、ここで割り引くだとかという、そういうことはちょっと難しいのではないかと思います。それから延滞金の関係なのですが、もう水道については料金を納めない場合は、水道の供給停止というもので対応することになっております。そういうことがありますので、普通地方自治法でいく部分と違ってですね、もう納めてもらえない場合は停水という方向に持っていくということで、日本水道協会の方からもいろいろな指示は受けておりますので、そういう形にするのが妥当ではないかと考えております。

**議 長（傳田創司君）** 9番島崎栄一君。

**9 番（島崎栄一君）** 今の答弁よりも前の答弁だと思うんですけども、全国どこ見てもやってる所がないという話でしたけども、全国初で導入するっていうのも、ある意味、逆に言えば、名誉な話じゃないかなと思うんです、ええ。やってみて、上手くいけばですね、全国に広がるんじゃないかと思います。地方分権というのは、地方がそれぞれいろんなやり方をやってみるっていうのが地方分権です。国で全部決めたことをやるのではなくて、で、地方分権の良さっていうのは、各地方がいろいろ工夫して、考えてやってみて、いろんなやり方をやるから、中には上手くいぐやり方が出てくるわけですよ。そうすると、他の市町村はそれを見て、ああそうすれば良くなるんかってことを参考に出来るっていうのも地方分権の良さですので、他でやってないからやらないっていうのは、あんまり理由にならないのではないかと思います。

さらに言うんですけどね、実は水道の滞納だけではなく、このみなかみ町では他の滞納問題もあります。15億円ほどあると思いますけども、この水道を突破口にしてですね、町民にちゃんと料金を納めて下さい、納めた方が町が助かるし、で、町が助かったらその分を皆さんに還元するんですよってことで、発想の転換がこっから突破口で出来れば、他の滞納整理が進みやすくなるのではないかなと。

そうすると実は2千万の割引きをすることによって、5千万、6千万の料金徴収とか滞納整理がどんどん進む可能性もあるわけですから、どこもやってないからやらないっていうのではなく、どこもやってないけども、良さそうだからやってみようかっていう踏み込みですね、一步、踏み込む姿勢をですね、ぜひお願いしたいんですけども。

**議 長（傳田創司君）** 収入役大川浩一君。

（収入役 大川浩一君登壇）

**収 入 役（大川浩一君）** 島崎議員の素晴らしいアドバイス、発想、本当に有り難うございます。

できるならば、私たちもそれを大いに活用し、また参考にしながら、前向きにやればな、そんな思いで議員の発言を聞いておりました。そして振り返るときに、水道は自助・互助・扶助の代表的な分野になろうかと思います。

税と違いまして、先程申し上げましたように、それを延滞をしても、その利子は付かないことになっております。これは一つの法の下に従っております。そして、それが問題だというふうな発言もありましたけれども、水道料金、それでは安ければ皆さんが本当に納めてくれるのであろうかということも一点振り返る必要があります。

と申しますのは、旧水上地区の場合、かつては35円です。それが55円に改正されて、そして合併に至っております。その55円の中において、かなりの膨大な滞納を生み出してきた、これは紛れもない事実でございます。そして、その間において、いろいろな行政

面、職員の皆さんも精一杯の対応をされてきたであろうと思います。

しかしながら、残念ながら、滞納額が膨大に増えてしまっています。これが一点あります。そして、あと一つは自助・互助というのを求めたときに、そのコストを下げる方法もなくなっていると思います。それは水道の職員の総数を減らすことです。仮に各地区1名ずつにしますと3名になります。そうすればかなりの人件費が減ります。そしてそれを水道を活用される皆さんが補ってもらい、常日頃、管理、その業務にボランティア意識を持ってやってもらえば、また改善策見出せるであろう、そんな思いもいたします。

しかしながら、当面私たちは執行業務の側に就いております。そして、それを現場と一致しながら運営せざるを得ない。水道管理者は町長でございます。

しかしながら、町長も非常に多忙な身でありまして、一部のものを私が代行的に業務に就いております。そして今から2年前に水道管理者の問題、かなり討議も部内においてされております。その素晴らしい島崎議員の議論、或いはかつては穂苅議員の発言もありましたが、それで私たちが今考えるよりも改善の方向、或いはきっちりと将来に向かって、これで水道万丈を記するという方向が見出せるならば、ぜひとも水道管理者に就いて頂ければ有り難いなど、そんな感じもいたします。

因みに今現在の水道未納料金、約1億5千万円でございます。これは簡水と上水を含めた代金です。そして2年間に不納欠損を起こした金額9,700万円でございます。当面の一時借入れ1億5千万円ありましたがけれども、それが1千万円減額になりまして、目下1億4千万円でございます。そして、その他に制度的な借入れがございます。これが一口に23億近くございます。

その他に当面の課題として、8キロ有余の石綿管の布設替えをしなくてはならないだろう、そしてこの情勢下において、3億では難しきだろうというそんな試算も成り立つかと思っております。しめまして30億を超えていきます。これに日々金利がかさみます。そして、その返済総額40億有余になります。1年間の簡易水道、上水道の皆様からお預かりする代金4億円行くか行かないかでございます。そんなところを踏まえまして、本当は私たちが水道料金を上げたくない思いでございます。町長ももちろん同感だという気もいたします。

しかしながら、これ何としても、今の状勢、状況下において、やむを得ないことであろう、そしてさらに皆様方が手を差し伸べて頂いて、先程述べましたように、本当にボランティア精神に則って水道運営をして頂けるならば、コストもさらなる減額に向かうことができるかと思っております。以上参考までにお答えいたしました。

議長(傳田創司君) 9番島崎栄一君。

9番(島崎栄一君) 安ければ、納めるのかという問題、または給水停止の問題等、いろいろ答弁の中にありましたけれども、それを給水停止ということは今までやらなかったから、まあ1億5千万の未納ですね、出てきてしまったということだと思います。で、全国標準でも、それをしなさいという指導ですから、そういうのは今後必要だと思います。

ですから、滞納を続けることは不可能と、給水停止になるんで出来なくなるというのは仕方ないですし、しなくっちゃいけないですし、まあ厳しいですけどもやらなければいけないことです。で、そういう厳しいことをするんですけども、何て言うんですかね、その代わりといっちは何ですけども、それとバランスを取る意味で、もともと96円なんですけど、3町村の平均が、だから5%割引くと言っても、実は105円にしてもそれよりも10円高い値段だと言うところの値段を設定するっていうのも、町民にただ痛みだけというよりは良いと思うんですけども、どうでしょうか。

議 長(傳田創司君) 収入役大川浩一君。

(収入役 大川浩一君登壇)

収入役(大川浩一君) 理論はそのとおりかと思えます。

しかしながら、私どもは現場を踏まえております。そして本当に今、水道会計、今の料金で黒字の方向になっているか否かでございます。これが一つの問題です。

すべてをその中に集約しますと、今なお赤字でございます。今なお赤字、そして昨年量水器の全面的な交換をいたしました。その量水器も水道会計では負担できない、そこでをもって、やむを得ずこれはいろいろな分野に触れますので、一般会計から急遽補っております。そして例えば、150円にしたとした時に、本当に何年でこれがプラスの方向になるんだろうということは、赤字の5億6千万、7千万を含めての計算でございます。計算上では25年でゼロになるという答申を頂いております。

しかしながら、そこにマイナス要因が重なってまいります。それらを踏まえたときに、私は口頭で町長にも申し上げましたけれども、「それは一つの計算でありまして、実際には28年になるでしょう。そうすれば、ゼロに概ね向かう可能性が出てまいります。」そんな口頭答申もしたことがあります。問題はコストを以下に下げることかということでございます。

ですから、今の職員数を極論申し上げますれば、各地区1人の配置にしてあとはすべての所を皆様方に補っていただければ、素晴らしい効果が発生いたします。そうすれば水道料金、120～130円で好転する可能性が出てまいります。なかなかそれが現実の問題として、皆様がそこまで行えないのではないかと、そんな考え方をしております。

水道料金、他のものもそうでございますけれども、コストと料金の問題、相反することでございます。これを一つ良く認識されまして、さらなる私たちも皆さん含めまして、これから検討をして頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。

議 長(傳田創司君) 9番島崎栄一議員に申し上げます。制限時間までやや2分を切っておりますので、承知して打ち切って頂けますようお願い申し上げます。

9 番(島崎栄一君) 3人にすればということでしたけども、現在何人なのかということと、それから一般会計のことなんですけども、新治村の時はですね、水道に毎年2千万ぐらいじゃなかったかと思うんですけども、一般会計を入れてました。それは小さい面積にたくさんの密度で人が住んでいて、水道料金を集めやすい都市部と、バラバラに離れていて掘っていった水道管のコストは負担しきれない田舎との差で、簡易水道、一般会計入れていました。田舎である以上、一般会計を一切入れないで都市部と同じやり方でやろうっていうのもなかなか無理があると思えますんで、ある程度の一般会計を入れるのは必要ではないかと思えます。

利根沼田の料金で言えば、昭和村の45円、川場村の60円、片品の100円、沼田の120円というのもやっぱり参考にしなくちゃいけないと思えます。で、人口が増えた方が良いわけですから、水道料金が高い地区と少ない地域、どっちに家を建てたいかって言えば、少ない、安い料金のところに家を建てたいというのも人情ですので、人口が減ってしまったらどんどん苦しくなるわけですから、やはりいろいろ工夫してですね、一般会計を入れるのも田舎だからしょうがないという、ある程度の踏切りもして、利根沼田の平均ぐらいでいった方が良くないかという気もあります。

議 長(傳田創司君) 以上でよろしいですか、答弁いらないのですね。

9 番(島崎栄一君) 大丈夫です。

議長（傳田創司君） 以上で、9番島崎栄一君の質問を終わります。

**通告順序第2 16番 鈴木 勲 1. 耐震補強について  
2. 子育て支援推進について**

議長（傳田創司君） 次に、16番鈴木勲君の質問を許可いたします。

（16番 鈴木 勲君登壇）

16番（鈴木 勲君） 議長の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、**耐震補強**についてであります。新潟中越沖地震、東南海淡路大震災、そしてただ今、注目の中国四川省の大地震、未だ多くの人命が瓦礫の下に、特に多数の児童あるいは生徒が犠牲になりました。それを受けて政府は、学校の耐震化工事を加速させるために、自治体が交付金を受けて工事を行う際の国の補助金率を引き上げることを決めました。

財務省は予算膨張に歯止めをかけるために、本来の目的に沿って、耐震化のために交付しようとしているわけでございます。耐震化を促進する安全・安心な学校づくり、耐震補強、各種支援策の強化、推進を図っていかなければならないと思うわけでありすけれども、我がみなかみ町の耐震対策・計画は実施に向けて進行されていますけれども、前倒しで各学校の耐震補強を早期に着工して、完成を願い、町長の考えをお伺いいたします。

次に、**子育て支援推進**についてであります。

本町の人口は23,310人、面積は780.91km<sup>2</sup>となっておりますけれども、少子化の対応や子供たちの生きる力、基礎的な資質や能力を養う上で重要な役割を担う家庭教育、幼児の健やかな育成を図るために子育てしやすい保育環境づくり、子供を安心して育てるには、地域において子育てする仕組みが必要であろうかと思っておりますけれども、この点についても、我がみなかみ町における子育て支援についてどうお考えなのか、教育長並びに町長にお伺いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（傳田創司君） 町長鈴木和雄君。

（町長 鈴木和雄君登壇）

町長（鈴木和雄君） 鈴木勲議員のご質問にお答えいたします。

私の方からは、**耐震補強**については、教育長の方から答弁して頂きます。教育施設の耐震補強は、昨年12月議会に「教育施設整備計画」を行政報告していますが、それに基づいて実施してまいります。具体的には先程の行政報告で詳細申し上げた通りであります。これからは21年度に予定している6校の耐震設計書を群馬県に提出し、県では「耐震診断判定委員会」の審査を得て、国に補助金申請をすることになります。

現在、県では審査待ちの申請書が山積しており、本町の設計書の審査終了は10月から12月にかかるのではないかと想定しています。従って、耐震補強工事の補助金申請及び工事着工が可能となるのは、早くても21年度に入る事から、補強工事は夏休みを中心に行う事になると思います。残りの校舎7棟は、水上小学校、幸知小学校、水上中学校、新治中学校体育館でありまして、これらについては22年度からの整備計画により、順次取り組み、新たな校舎棟等の建設をしていく考えであります。これが済みますと、みなかみ町としては一通りの耐震補強に対する整備が完了するということになっているところでございます。以上であります。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 鈴木勲議員の子育て支援推進についての質問にお答えいたします。

現在、町では旧須川小学校に幼保連携型認定子ども園「(仮称)にいほるこども園」を計画しておりますが、その園舎の一部に「地域子育て支援センター」を設置して、みなかみ町の子育ての支援拠点として、町全体の支援事業等を推進できるよう、教育委員会と保健福祉課で協議をしております。

この支援センターは、21年度開所を目途に話し合われておりますが、若いお母さん等への子育てに関する相談や情報提供、保健指導、食育指導、サークル活動等の支援を推進し、親子の交流の場となるよう計画するものであります。

既に「みなかみ町子育て支援条例」の原案作りにも取り組むなど、子育て中の親子のみなさんの支援対策となることを、この「支援センター計画」を今後進めていきたいと考えております。こうした実情をご理解の上、議員各位を始め関係者の一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

議長(傳田創司君) 16番鈴木勲君。

16番(鈴木 勲君) ただ今、町長から教育施設の整備について、お話を受けたわけですが、耐震補強工事、特に古馬牧小学校のC3、あるいは桃野小学校のC2、月夜野北小学校のC2、あるいは藤原小学校のC3という、これはやはり建築物の耐震化が低いと思いますので、先程から計画があるということでもありますけれども、できるだけ早めにこれは実施を願うように努力をお願いしたいと思うところでございます。

また、中学校についても、藤原中学校がC2、新治中学校もCでありますので、これも急務であろうと思います。また水上地区の小中学校は、建設予定がなされておりますので、これは耐震については考えなくてもよろしいのではないかと思います。建設については耐震には強い校舎をお願いするところでございます。また、地震は近い将来、やっぱり来ることが予測されておりますので、児童・生徒が安心して安全に教育が受けられることを、また環境づくりのために、耐震補強工事が早期にできることを特段のご配慮をお願い申し上げます。

それとですね、保育こども支援の関係は、先程教育長からお話を受けたわけですが、出生率については、みなかみ町が5.3、吉岡町が10.9、これは1千人当たりの人数でありますけれども、婚姻率の低下やあるいは離婚率の上昇が背景に少子化に歯止めがかかっていないかと思われ。吉岡町は、子育て支援策を強化していることを上げてですね、若い世代に住み良い場所と思える環境づくりに取り組んでいるということでございます。地元が目立った産業が少ない、そして若者が定着しない現状を深刻に受け止めていかなければならないわけですが、我が町は若者の住み良い環境づくりにどう取り組んでいるのか、その点についてもお伺いいたします。

議長(傳田創司君) 教育長登坂義衛君。

(教育長 登坂義衛君登壇)

教育長(登坂義衛君) 最初に、耐震の問題でありますけれども、今町長から縷々説明があったとおりですので、これを進めて行くと、一日も早くということになれば直ぐにと思ったのですけれども、設計等もありまして、いろいろな関係で出来ないということになって来年度ということになります。それから、安全対策なのですけれども、校長会で指導はしておりますが、今まで避難訓練というのをいわゆる火災訓練が多かったのです。ですから、これに

地震に対する避難という、そういうことも加味して、訓練をするようにということは指示をしております。

それから、子育ての問題ですけれども、この少子化はもう誰が考えても大きな問題に違いないのですけれども、非常に要因が複雑であるということが言えると思うのですね。

そして結婚とか、子供を作るとか、育てるという問題は非常にプライベートですから、公的には非常に大きな問題なのですけれども、私的には一人ひとりのそういった適齢期にある者の考え方、人生観、そういうのが大きく影響するわけで、すぐすぐ対策を立てて子供が増えるというわけにはいかない、これは非常に大きな問題であると思います。

それから、逆にですね、少子化対策はもちろん増える対策もありますけれども、減る対策も必要だと思うのですね。

ですから、もうすでに開校している新治小学校の問題なんかもそうですけれども、耐震が基にあります、老朽化もありますけれども、これらはやはり少子化の対策でもあると私は思っているのですね。これからもそういうことは続きますけれども、増えるときの、これ増加するときは非常に良いのですけれども、あるものを縮めていくというのは非常に大変であるということを感じざるわけで、ですからそれを慎重に話し合いながら、やっけて行かなければならないということも考えております。

ただ、一番良いのは、最も望むのは増えることでありますから、そこに力を注ぐのは当然でありますけれども、非常に教育委員会サイドとしても難しい問題であるということを感じたいと思います。以上です。

議 長（傳田創司君） 16番鈴木勲君。

16番（鈴木 勲君） 町長並びに教育長から適切な意見をいただきましたけれども、安全教育ということは、心豊かな逞しい、活力ある子供を育てることであり、整備計画をきちんとしてですね、立派な子供を育てるようにご努力を願ひまして私の質問を終わります。

---

議 長（傳田創司君） これにて、16番鈴木勲君の質問を終わります。

---

議 長（傳田創司君） 以上で、議事日程第1号に付議された案件は、総て終了いたしました。

## 散 会

議 長（傳田創司君） 明日は、午前9時より一般質問を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞さまでした。

（ 14時28分 散会 ）